

総務文教委員会

令和元年9月11日(水)

日 時 令和元年9月11日(水) 午前10時00分開会—午後3時56分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、小川副委員長、道工、中原、坂原、辻下、和田、出口

欠席委員 なし

傍聴議員 奥野、谷崎、竹原

出席理事者 田代町長

中口副町長

松岡副町長

笠間教育長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長

竹下まちづくり戦略室危機管理監

澤教育次長兼指導課長

福井会計管理者兼会計課長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

栗山総務部理事兼財政改革部理事

寺田総務部理事兼地方創生課長

阪本財政改革部理事兼税務課長

松下総務部副理事兼総務課長

森まちづくり戦略室危機管理担当課長

岩田人権推進課長

内山財政改革課長

松井学校教育課長兼学校給食共同調理場所長

小川生涯学習課長兼青少年センター所長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は8名です。全員出席です。

理事者につきましては、相馬部長より体調不良のため欠席する旨届けが提出されております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定をお願いいたします。

9月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、理事者の発言は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第47号、令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてのうち、本委員会に付託されました案件について、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

内山課長。

内山財政改革課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページ目をご覧ください。

令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）のうち、総務文教委員会に付託されました歳入歳出予算につきましてご説明いたします。

まず、歳入予算からご説明いたします。11 地方交付税、1 地方交付税、地方交付税といたしまして、1,427万4,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、普通交付税の交付決定に伴い、本補正予算編成に伴う必要な財源を計上するものでございます。

反保委員長 松井課長

松井学校教育課長 続きまして、13 分担金及び負担金、1 負担金、保健体育費負担金といたしまして、107万3,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、令和元年10月より実施される幼児教育保育無償化に伴い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るための町独自施策として、実費徴収である食材料費を完全無償化とするため、幼稚園給食保護者負担金を減額補正す

るものです。

続きまして、14 使用料及び手数料、1 使用料、幼稚園使用料といたしまして 223 万 2,000 円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、令和元年10月より幼児教育保育無償化の実施に伴い、幼稚園保育料を減額するものです。

続きまして、15 国庫支出金、2 国庫補助金、幼稚園費補助金といたしまして、10 万 9,000 円の減額補正を行うものです。

内容といたしまして、歳出でご説明させていただきますが、令和元年10月より、幼児教育保育無償化の実施に伴い、幼稚園就園奨励費補助事業が廃止になるため、幼稚園就園奨励費補助金を減額するものです。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 続きまして、16 府支出金、3 委託金、教育総務費委託金としまして、20 万円を増額補正するものです。

内容としましては、歳出でもご説明させていただきますが、深日小学校において実施しますカリキュラム・マネジメント調査研究事業に充当するものです。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 続きまして、19 繰入金、2 特別会計繰入金、多奈川財産区特別会計繰入金としまして、1,104 万 4,000 円を増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、港地区防災広場整備工事設計業務委託等として、普通財産管理費に154 万 4,000 円を充当するものです。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 同じく歳出でもご説明させていただきますが、多奈川小学校トイレ改修工事費として、小学校改修事業費に950 万円を充当するものです。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 20 繰越金、1 繰越金、前年度繰越金といたしまして、272 万 9,000 の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、30 年度決算の確定に伴い、当初予算との差額を計上するものでございます。

22 町債、1 町債、臨時財政対策債といたしまして、390 万 3,000 円の減額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、起債借入額の決定に伴うものでございます。

以上、当委員会付託分、歳入計といたしまして、2,093万円の増額補正を行うものでございます。

和田委員 松下課長。

松下総務課長 資料3ページをご覧ください。

令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）の件について説明させていただきます。

2総務費、1総務管理費、庁舎維持補修費としまして、101万8,000の増額補正を行うものです。

内容といたしまして、本年3月に庁舎地下の汚水槽から汚水があふれ、庁舎調査を行ったところ、汚水ポンプ2台のうち、1台が稼働していないことが判明しました。

修理を検討し、メーカーへ問い合わせを行いました。製造から10年以上が経過しており、修理部品の在庫も製造されていないことから、ポンプを取りかえるものです。

なお、汚水ポンプにつきましては、2台がセットとなり、交互稼働をさせており、1台のみの交換はできないことから、2台のポンプの取りかえ費用となります。

続きまして、普通財産管理費としまして、154万4,000円を増額補正をするものです。

内容としまして、港地区で休耕地となっている土地の寄附申し出が地元自治区にありました。

この土地は港会館に近い場所にあり、地元自治区から災害時の広場として活用したいとの強い要望を受け、地元で管理していただくことを条件として町で寄附を受け、防災広場として使用できるよう整地・舗装等を行うことといたしました。

今回の補正予算では、整備に伴う設計業務委託料として99万円を用地測量のための草刈り委託料といたしまして、8万4,000円を計上するものです。

箇所につきましては5ページをご参照ください。

続きまして、東地区法面補修工事といたしまして、15万1,000円を計上するものです。

東地区旧そのころ寮付近の町有地の法面におきまして、雨水が法面水抜き孔から排出されず、法面からしみ出しており、このままでは法面の強度に影響するおそれがあるため、水抜き孔からの排出を確保するための補修工事を行うものです。

箇所につきましては6ページをご参照ください。

続きまして、朝日地区普通財産管理費といたしまして、31万9,000円を計上するものです。

内容といたしまして、朝日地区内にある町管理の調整池に、泥が堆積し大雨時に流水路が詰まるおそれがあるため、撤去を行うものです。

箇所につきましては7ページをご参照ください。

以上の財源につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当するものです。

続きまして、集会所管理費といたしまして、9万9,000円を増額補正するものです。

内容といたしまして、望海坂第一集会所冷蔵庫が本年6月に故障をしていることが判明しました。

当冷蔵庫は、1998年から2003年にかけて製造されたもので、部品の製造がされておらず、修理ができないことから更新するものです。

続きまして、PCB廃棄物対策費といたしまして、393万1,000円を増額補正するものです。

内容といたしまして、役場庁舎等でPCBを含む安定器を使用した照明器具が確認されましたので、照明器具の取りかえと、PCB廃棄処分に向けた手続に必要な費用を計上するものです。

全国的にPCBを含む安定器を使用した照明器具が見つかったことを受けて、本庁でも、かつてPCBを含む可能性がある期間中に製造された照明器具があることから、平成30年度に対象となる町施設の照明器具について、PCB使用判別調査を実施いたしました。

この中で、役場庁舎を中心に、PCBを含む安定器を使用した照明器具が見つかったことから、照明器具の取りかえを行うものです。

PCBについては、廃棄処分するPCB器具の都道府県への届け出、専門事業者における処分が法律で定められており、廃棄書類作成を委託するため、PCB廃棄物処理登録書作成委託料といたしまして、12万1,000円を計上いたしております。

照明器具の交換に当たっては、省エネルギー化を図るため、LED照明器具への交換を考えております。

今回の調査では、役場庁舎で126台、東会館で25台の照明器具から、PCBを含む安定器が確認されましたが、照明器具についてはセットで交換する必要

がありますので、取りかえとしては役場庁舎143台、東会館27台、合計170台の照明器具取りかえ工事といたしまして、375万9,000円を、また、取りかえた照明器具を保管するドラム缶2台の購入として、PCB廃棄物保管容器購入費5万1,000円を計上するものです。

反保委員長 松井課長

松井学校教育課長 続きまして、10教育費、1教育総務費、幼稚園就園奨励費といたしまして、125万4,000円の減額補正を行うものです。

内容といたしましては、令和元年10月より、幼児教育保育無償化が実施されることに伴い、幼稚園就園奨励費補助事業が廃止になるため、幼稚園就園奨励補助金の減額補正を行うものです。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 続きまして、カリキュラム・マネジメント調査研究事業として、20万円の増額補正を行うものです。

初めに、カリキュラム・マネジメントについてご説明させていただきます。

カリキュラム・マネジメントとは学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程を編成・実施評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進することとされております。

文部科学省は、教育の質を高め、学習効果の最大化を図ることができるカリキュラム・マネジメントの確立が必要であるとしております。

カリキュラム・マネジメントには3つの指針があり、1つ目は教科を横断した学習、2つ目はPDCAサイクルといたしまして、計画・実施・評価・改善の4つのサイクルを回して、学校教育の質を高めていく。3つ目は、地域と連携し、教育に必要な人材資源を外部に求める。

この3つの指針に基づくカリキュラム・マネジメント調査研究事業を、実践校として指定を受けた深日小学校で実施するものです。

実施内容としましては、社会科と家庭科を横断した学習として、子どもたちが田植えをし、稲刈りをして育てたお米を使った郷土料理づくり。

また、理科と社会を横断した学習として、地層見学・遺跡めぐり、そして地域の方々との交流会を計画しております。

内訳としましては、カリキュラム・マネジメントの学識経験者を招聘するための講師謝礼として8万円、大阪府主催の会議への出席、先進校への視察するための普通旅費として2万4,000円、学習に使用するための画用紙・模造紙など

の実習材料費として消耗品費8万円、児童が撮影した写真をパネルにするための印刷製本費として1万6,000円、合計20万円の増額補正を行うものです。

なお、財源につきましては、カリキュラム・マネジメント調査研究事業委託金を充当するものです。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、2小学校費、小学校改修事業費として950万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、小学校のトイレは老朽化等が進み、汚い、臭い、暗いという理由から、トイレに行くのを我慢する児童が増えつつあり、計画的にトイレ改修を進めたいと考えております。

特に、多奈川小学校の普通教室棟1階に位置するトイレにつきましては、日常児童が利用するだけではなく、体育館が避難所等開設された場合、お年寄りや障害のある方が使用するとともに、地域の方々も使用するなど、利用頻度の高いトイレとなっております。

そのため、早急にトイレ改修を実施したく、多奈川小学校トイレ改修工事として900万円、多奈川小学校トイレ改修工事監理業務委託料として50万円を、それぞれ増額補正を行うものです。

なお、財源につきましては、多奈川財産区特別会計繰入金を充当するものです。

続きまして、4幼稚園費、幼稚園人件費といたしまして、財源更正を行うものです。

内容といたしましては、歳入でご説明しましたとおり、幼稚園人件費に係る財源について、幼稚園保育料223万2,000を減額し、一般財源に223万2,000円を増額する財源更正を行うものです。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 4ページをご覧ください。

続きまして、5社会教育費、PCB廃棄物対策費といたしまして、2万7,000の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、全庁的に実施されましたPCB調査の結果、PCB含有照明器具が他の公民館にも1基発見され、PCBを含有しない照明器具への取りかえ修繕が必要となったものです。

続きまして、アップル館管理費といたしまして、1万3,000円の増額補正をするものです。

内容といたしましては、消費税率の変更によりまして、10月から翌年3月までの6カ月分の指定管理料の増額が必要となったものです。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 続きまして、6保健体育費、共同調理管理費といたしまして、財源更正を行うものです。

内容といたしましては、歳入でご説明しましたとおり、共同調理料、共同調理管理費に係る財源について、幼稚園給食保護者負担金107万3,000円を減額し、一般財源に107万3,000円を増額する財源更正を行うものです。

以上、当委員会付託分歳出合計としまして、1,507万8,000円を増額補正するものです。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 続きまして、債務負担行為補正追加分といたしまして、アップル館指定管理事業、期間は令和2年度、限度額を141万2,000円に変更するものです。

内容といたしましては、歳出でもご説明をさせていただきましたが、令和元年10月からの消費税率の引き上げに伴い、平成30年4月に締結をいたしました管理委託の令和2年度分の指定管理委託料を増額するものです。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 続きまして、地方債補正でございます。

起債の目的、臨時財政対策債につきまして、補正前の限度額2億2,100万円から補正後の限度額2億1,709万7,000円へ、地方債限度額を変更するものでございます。

令和元年度岬町一般会計補正予算（第4次）につきましては、以上でございます。

反保委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

和田委員。

和田委員 3ページのPCB廃棄物対策費のところ、説明を聞いていますと、昨年ですか、国からの何かがあつて調査したと言うてんですけど、この廃棄物というのは昭和47年ごろからそういう名目がついていると思うのですが、今まで気がつかなかつたということですか。それを1点と、もう1点は、庁舎143台と東会館というのは庁舎のどこを指しているのか、その2点お願いします。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 委員のご質問にお答えさせていただきます。

PCBの、今まで気づかなかったかというご質問についてなのですが、平成28年に、PCBの液漏れが原因という事故があったので、調査をするようにという国からの通知がございまして、それをもとに今回調査をさせていただくこととしております。

東会館につきましては、会館全体の蛍光灯安定器についての件数でございます。東会館ですが、多奈川の東の公民館といいますか、そちらのほうになります。

反保委員長 和田委員

和田委員 国からのそういう原因というか、そんなことが起きたので、国らの通知で調査したということですね。

そう書いていますから結構です。国からそれであっていたら。国からのあれで調査した。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 委員言われるとおりでございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 もう1点は、続けて言うので、庁舎の東会館はあるのかなと思ってちょっと間違っ、東地区の東会館ということですね。多奈川の。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 和田委員言われるとおりでございます。

反保委員長 和田委員

和田委員 東会館と書くのであれば、地区とかなにか入れてもらわないと、どこかわからないもんな、それで結構です。

反保委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

坂原委員。

坂原委員 二、三点だけ確認をお願いします。

委員会資料3ページの2総務費、普通財産管理費のところ、東地区法面補修工事とありました。この箇所図を見ると、これは去年の台風で土砂崩れがあったところかなと思うのですが、この工事は、その土砂崩れの復旧工事とまた別物になるのでしょうか。

お願いします。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 そちらにつきましては、土木下水道課のほうとも確認を取りまして、その箇所では今回違うという確認をとっております。また別というふうにお考えいただければと思います。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 わかりました。

それでは、またその同じページの10教育費のところ、2小学校費、小学校のトイレ改修工事ということですが、これは今年多奈川小学校のトイレを改修する、当初は来年する予定やったけど、今年にもう補正を上げているということになったというお話でした。小学校のトイレは皆まだまだ和式が多いので、計画を立てて、洋式に改修していくということでした。今年多奈川小学校を工事しまして、来年以降の予定がもしわかっておれば、教えていただけますか。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 来年以降につきましては、順番に小学校を改修予定になっております。

まず、淡輪小学校、深日小学校という順に改修工事を考えております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 わかりました。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 順次計画をしていく予定ですがけれども、まだ来年度に深日小学校にするか、淡輪小学校にするかというのは、これから相談させていただきたいというふうに思っております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 ということは、来年当初上げなあかんから、それまでに決めるということやね。

反保委員長 澤次長

澤教育次長兼指導課長 はい、そうでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 今その説明の中で、この小学校のトイレというのは、小学生の児童だけが使うのではなくて、体育館の避難所として使った場合にも、避難者の方も使うというので、トイレの洋式化が必要だという話がございました。

避難所という観点から言いますと、そのトイレもそうなのですが、エアコン、スポットクーラー、子どもの熱中症のところでもありましたけど、そういう話もございましたけど、エアコンとかスポットクーラーとか、その辺の対策は今どうなってますでしょうか。これも参考にお願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 今、普通教室・特別教室にエアコンを設置するというのが全国的な流れになっておりまして、普通教室・特別教室の設置が終わりますと、続きまして、体育館にエアコンを設置するという話が、今のところ挙がってきているところでございます。

大阪府の府立学校につきましても、順次設置するというので、まだ市町村については、そこまで進んでいないみたいですが、教育委員会としては、必要あるのではないかとということで、これから先行自治体とかの研究調査を進めて、検討していきたいというように考えております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 先行自治体の事例を見てということですが、岬町として、子どもたち、また避難所はまた管轄別かもしれませんが、体育館にエアコンなりをつけるというのは、ほかの様子を見ながらということもあると思いますけど、岬町としてはどんな考え方なんかということをお聞きしたいのですが、いかがですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 最近の猛暑の続く中、やはりエアコンとかで温度調整をしないと、危険な状態であるのではないかとというふうに考えております。

ただ、体育館にエアコンを設置することになりますとかなりの金額になってきますので、補助金との兼ね合いも考えながら、検討をしていきたいというように考えております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 もちろん費用のいることやから、その辺は慎重に進めてもらいたいと思うのですが、しかし、現状も見た場合に、子どものことも心配やしというのがあるので、もうちょっと主体性をもって、主体的・積極的に取り組んでもらえたらと思うのですが、その辺のところは、教育長はどうですか。

反保委員長 笠間教育長。

笠間教育長 今のご質問ですけれども、10町村大阪府でありますので、一応この間も教育長会からございましたときにも、テーマで挙げております。

災害に対してしているのか、授業に対してしているのかというようなこともありますので、今教育次長のほうから話をさせていただきましたように、今後の課題やというふうには思っております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 体育館を使用する目的には、子どもの体育館としてスポーツをするという目的と、それから災害時の避難所というのがあると思いますけど、教育委員会としては、子どものスポーツ施設ということやわ。そういう意味で岬町としては必要なのか、必要性はどう思っているのかということを知っているのだけど、他市町のことはいいのです、岬町の場合、今見て現状どうか、この必要性はあるのかなのか、緊急性はないのか、呑気にかまえていいのかということをお聞きしているのです。

反保委員長 笠間教育長。

笠間教育長 必要性はあっても、先ほど言うてますように、経費のかかること、補助金の問題、いろんなことがありますので、現状ではよその状況を見ながらということで、考えていきたいというふうに思っています。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 児童・生徒の責任ある立場として、その辺まずしっかりと、子ども・命・健康第一やとして、しっかり考えていってください。結構です。

反保委員長 ほかがございませんか。

中原委員。

中原委員 先に、今トイレのことだとか、体育館のエアコンの設置の問題が質疑ありましたので、私からもその点については要望をしておきたいと思います。

とりわけトイレについては、これからということでしょうが、年次計画をきちんと立てて、それに基づいて進めていくという必要性があるのではないかなというふうに思いますので、中長期を視野に入れた計画を、ぜひご検討いただきたいと要望しておきたいと思います。

委員会資料の1ページの、10月からの幼児教育保育の無償化に伴う幼稚園の給食費にかかわって、お尋ねします。

ここで減額されているのは、幼稚園と書いてありますけれど、公立の淡輪幼稚園の給食費の保護者負担がなくなるようにということで、計上されているものというふうにお見受けするのですが、私立の幼稚園についてもお聞きしたいと思います。

昨日、厚生委員会がありまして、そこでお聞かせいただいたところ、2つの私立の幼稚園については、教円幼稚園が10月から給食費を徴収することになるということと、海星幼稚園については、今年度に限っては給食費の徴収はしない、ただ4月以降については検討していくということで、来年度においては、幾らか

の給食費の徴収が開始される見通しということのようでした。

幼児教育保育の無償化ということで言いますと、2つの私立の幼稚園で、保育料については無償ということになるので、今よりも負担が軽くなるということにはなるかなと思いますけれど、給食費については、引き続き発生するという事を考えると、同じ岬町内に住んでいる同じ年の幼稚園の子どもたちということを考えて、公平に恩恵にあずかれるようにご検討をいただく必要があるのではないかなというように思っています。

1つお尋ねするのですが、この私立の幼稚園についても、給食費、食材料費を無償にするということは、検討されたのかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、委員会資料2ページの多奈川財産区特別会計繰入金、港地区の防災広場にかかわってお尋ねしたいと思います。

先ほど、いきさつについてもお聞きしましたが、ここは防災広場というご説明でしたけれども、港会館の駐車場がないという問題は、以前から困っている問題というふうに聞いていたので、その駐車場としても利用するということになるのかなと思うのですが、そうであるならば、防災広場というより、駐車場施設というふうにしたらいいのではないのかなと単純に思ったのですが、そこらはどうなんでしょうか。

整備したと後の活用の方針について、お聞きしたいなというふうに思うのです。防災広場というふうに銘打つのであれば、防災の側面からどういった活用をなさるのかということも、あわせてお聞きしなくてはならないなというふうに思っておりますので、防災広場なのか、駐車場なのか、そこはどうなのかお聞きしたいなというふうに思います。

それから、この土地についてなんですが、委員会資料の5ページで、太い線で囲まれたところということですが、発端としては寄附をしたいという申し出から始まったといういきさつだったようですが、この四角で囲んである土地について、全てもう取得したというか、寄附については町が受けるということとお聞きしましたが、この四角で囲んだところは、全て寄附する土地として、もう寄附が完了し、岬町が所有者というようになっているのかどうか、土地の所有者というか、取得についても確認をさせていただきたいと思います。

今はこれだけお願いします。

反保委員長 ちょっと待っていただけます。

途中ですけど、お諮りいたします。

ただいま連絡を受けまして、傍聴の方が申し出がございまして、傍聴許可を申し出に対して許可したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 はい、それじゃ傍聴許可します。

それでは、中原議員さんの答弁をお願いいたします。

松井課長。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 先ほど私立の給食費についてのご質問です。私立の給食費については検討しているかというところですが、検討は正直していません。

ただ今後、町全体のことなので、平等性については教育委員会としても、また子どものことなので課をまたいでいるところもあるので、福祉のほうとも情報共有をしながら、検討していきたいと考えております。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 教育委員会の所轄としましては、淡輪幼稚園になりますので、淡輪幼稚園について給食費を無償化するかどうかという議論をして町独自の施策として完全無償化したものでありますので、他の私立幼稚園について教育委員会では検討してないということになります。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 中原委員のご質問にお答えします。

防災広場につきましては、災害発生時の避難場所ということを中心に、それ以外は駐車場が狭いということで、駐車場の利用ということも考えております。

図面の土地の所有について取得したかのご質問については、進入路については取得する必要がありますが、調整は既に済んでおりまして、あと事務手続だけということとなっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 先にお答えをいただいた幼稚園の給食費の問題なのですが、検討としては他の幼稚園についてのみどうするかということをお考えということなのですが、この担当課というか所管ということでいうと、私学助成とかとの関係で、こちらの委員会の所管かなと関連あるかなというふうには思ったのですが、澤次長の答弁ですと、何だかその前に松井課長、松井さんが課長、合ってる、ありがとうございます、すみません、松井課長が答弁された検討したのかという私の問いに対して、

率直にしていないということはお答えになって、そのさきの答弁です、その平等性の問題もあるしということで、また課をまたがる問題でもあるので、検討していきたいというような、私は意欲的な答弁だなというふうに思ったのですが、何だかその後澤さんの答弁を聞くと、何だかそれを打ち消すような感じの印象を受けたのですが、そこはどうなのか、重ねてお尋ねをいたします。

それから、港地区の防災広場のことは了解いたしました。

進入路については事務手続を残すのみという言い方でしたので、まだ正式な土地を取得するという段階までは至っていない、けれど、進捗進めているということなのです。

ということ言うと、土地の取得、これは進入路は買うのですか、ここは寄附の土地ではないということかな、ちょっとそのあたりについて、さらにお聞きをしておきたいと思います。

あと、防災広場としての具体的な活用をもう少しお聞きしたいと思います。

というのが、私この位置を見て、防災広場としての活用は、ちょっとそぐうのかどうかという、率直に申し上げまして違和感を感じたのです。

というのは、近くに港と河川があります。結構この位置については、標高が低いといえますか、河川との関係でも、低い位置にあるなというふうに思っていて、よくあるのは防災広場といったら、そこで避難訓練をしたり、一次避難所に指定したりというようなことが考えられるのかなと思ったのですが、ちょっとそういう場所としては、余りそぐわないのではないかなというふうに思ったので、具体的に防災という側面で、広場の活用をどんなふうにご考えておられるのか、今後の活用について何か計画をお持ちでしたら、お聞きしておきたいと思います。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

進入路につきましては、岬町が購入するということでございます。地権者とは既に、先ほど申し上げましたように、もう調整済みということとなっております。

防災広場の具体的な活用ということなのですが、計画につきましては、今後検討していきたいというふうに考えております。避難訓練とかそういったことも行うことで、まず想定しております。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 先ほどのご質問の件ですけれども、私立の旧制度の幼稚園につきましては、教育委員会で、幼稚園就労費として補助を行っていましたが、先ほど

の補正予算の説明がありましたように、今回の幼児無償化に伴いまして、この制度が廃止されまして、所管が子育て支援課のほうに移るということになっておりますので、教育委員会のほうで私立の幼稚園について検討するというのは、管轄外ということで説明させていただきました。

反保委員長 中原委員。

中原委員 澤次長にお尋ねしますが、そうしますと、先ほどあなたの部下がお答えになった、今後検討していくという言葉が否定されるということなのですか、うちとしては検討しませんと、この問題について検討するのは子育て支援課ですよということを表明されたということなのでしょうか。

それでごめんなさい、もうちょっと、港地区の防災広場の活用についてですけど、これは今後、避難訓練とか計画していくという言葉ありましたけれど、危機管理課とも今後の活用についてはご相談なさっているのか、防災という側面からどのように活用をお考えか、もう少しお聞きしたいなというふうに思います。

それから、隣からご要望がありましたので、代弁してお聞きします。

港会館の駐車場ということで言うと、公道を通過して港会館に行くにはちょっと遠くなるのですが、裏を通過して港会館に行けるとか、この広場として整備する、また駐車場としても活用するということですので、ここに駐車して、港会館に直接通り抜けられるように整備をなさるのか、それもあわせてお聞きしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 先ほども言いましたように、所管が移るということで、幼稚園就労費の関係もありますので、一緒に相談はさせていただくということで、うちは全く関係ないということをおっしゃるものではございません。

反保委員長 西部長。

西総務部長 港地区の防災広場の整備の件でございますが、予算のときにも説明させていただいておりますけれども、この広場の整備に当たりましては、地元の自治区のほうから防災広場として使用したいので、土地の寄附を受けて舗装程度の整備をしていただきたいという、強い要望をいただいたものでございまして、町としてここを防災広場として指定して、整備するという考え方からスタートしたものではありません。

あくまでも地元のほうとして、避難された方の一時的な滞留場所とか、それから通常使われないときは港会館の駐車場等にも使われるというふうには聞いてお

ります。

ですので、我々として、防災広場としての活用という位置づけの中での検討は行っておりません。

それと、港会館がちょうど隣接してございますので、そちらに抜ける通路、これについても、あわせまして整備をさせていただいて、港会館との行き来をできるようにはしたいと考えております。

ただ、車での通行というのは、それだけの余地ございませんので、あくまでも人が行き来できる程度の通路の整備ということで考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 私立の幼稚園の給食費について、いろいろお聞きをしておりましたけれども、教育分野と子育て支援課の分野、ここは同じ子どもということですから、よく連携をとっていただく必要があるというふうに思います。

子育て支援課だけが担当ということではないというような角度からの答弁でしたので、今後よく相談・協議をしていただきたいというふうに思いますし、何と、何と、横断的に子どものことをみんなで考えるという姿勢をしっかりとっていただきたいなというふうに思いますので、今後の検討に期待をしたいと思えます。

それから、港地区の防災広場の問題ですが、地元の意向ということを改めて強調されました。

ただ、寄附を受けるのは岬町ということですので、いきさつはいろいろあっても、岬町としてより有効な活用をと、ぜひお考えをいただきたいと思えます。

それから、PCBの含有照明器具についてもあわせてお聞きしたいのですが、委員長、構いませんか、引き続き。

反保委員長 どうぞ。

中原委員 はい、ありがとうございます。

今回PCBが含まれる照明器具が多数交換の対象になっているということで、これの取りかえや保管にかかわって、一定の財政負担が発生するということなのですけれど、これは全く何の補助金等もないのか、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、今回の議会に提案されている交換等が行われれば、岬町全域、全ての施設で安全性が確保されるといいますか、PCB含有の照明器具についての交換は完了するというふうに理解をしていいのか。

それから、これは処分まで保管をしておく必要があるのかなと思うのですが、保管をした後、最終的な処分までは今回完了するのでしょうか。完了しなければ、この後保管をした後に、どのような工程をたどって処分まで完了するのか、といったことについてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 答弁をお願いします。

松下課長。

松下総務課長 PCBの取りかえに関する財政負担補助金があるかどうかというご質問なのですが、こちらにつきましては、結論を言いますとございません。

例えば、中小企業者等軽減制度というのがございますが、これは公的機関には当てはまらなくなっております。

もう一つが、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業というのがございまして、環境省の平成30年版、エルツーテックリストに基づく表というのがございまして、施設ごとに2区分以上の省エネ設備を含むことが必要であるということなのですが、今回は照明器具のLED化ということの1項目のみに該当し、こちらの補助金にも非該当のため、補助対象とならないということでございます。

2つ目のご質問なのですが、町全域の安全性は確保されるかと、PCBの撤去は終わるかのご質問なのですが、こちらにつきましては、安全性は確保されると考えております。

PCBにはトランスコンデンサー、安定器等がございまして、トランスコンデンサーにつきましては、該当しないということで確認しておりまして、今回照明安定器になりますけれど、岬町全域の調査を行っておりますので、そういった理由でPCBの安全性確保は完了すると考えております。

あと、3つ目のご質問なのですが、保管をした後の最終処分までのどういった工程をたどるのかということでございますが、今回のまず取りかえ作業を行いまして、その後、ジェスコというPCBの廃棄施設のほうに、搬入荷姿登録という作業を行いまして、それで一定時期を待った後、廃棄を行って処分が完了する。おおむね来年度ぐらいを想定しております。

反保委員長 西部長。

西総務部長 1点ちょっと補足させていただきたいのですが、岬町全域というような答弁がありましたけれども、これはあくまでも我々がやったのは、岬町の管理している公共施設についての調査でございますので、その点、御理解いただきたいと思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 PCBの含有照明器具の最終的な処分、処分というか今ご説明いただいたジェスコという団体なのか、そこに登録をして保管していたものを渡す、それが岬町にとっては、渡した時点で安全性の確保といいますか、安心できる状態なのかなというふうに思いますけれど、来年度とおっしゃったのは、保管しているものを渡せるのが来年度なのか、登録のことをおっしゃっているのか、そのあたりについて、もう少しお聞きしておきたいと思います。

それから、補助金がないということをお聞きしましたがけれど、きのうの厚生委員会で、CO₂排出削減の実行計画の話をしていたのですが、その中にLEDに照明なんかを交換していくときに活用できる補助金制度があるとか、そんな話ありましたけど、それにもやっぱり当てはまらないということなののでしょうか。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

今年度に、搬入荷姿登録という登録手続をジェスコに行いまして、それで高濃度のPCBの廃棄物の処分が、平成33年3月末までという期限が設けられていまして、それで全国から殺到している状況でございますので、電話での問い合わせの関係で、来年度ぐらいに恐らく廃棄処分になるということで確認しましたので、そのように説明させていただいています。

あともう一つ質問、すみません。もう一回言っていただいてもいいですか。

反保委員長 中原委員。

中原委員 処分の計画についてはよくわかりました。

2つ目にお聞きしたのは、CO₂の排出削減の、私正式名称を忘れちゃったのですがけれど、実行計画で事務事業編とかいうのを、昨年度中につくって、CO₂削減ができるものに設備を交換するとか、そういう努力を行ったら、それについては3分の2の補助金、事業によって補助率はいろいろみたいな感じもありましたけど、一定の補助金が受けられるのだというような説明をいただいたのです。これは、きのうの厚生委員会の中でのやりとりですので、ちょっとこちらでわかるかどうかよくわからないのですが、ふと、LED化するのだったら、そこに当て込んで、ちょっとでも財政的な負担を軽くできないものなんだろうかということをおもいついたのですが、そこはどうなのでしょう。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 先ほどご説明させていただきましたが、中小企業等では70%軽減がある

ということで、またそれ以外には、地方公共団体では、カーボン・マネジメント強化事業という補助金がございますが、ただ、先ほど申し上げたように、1項目では非該当ということになりますので、補助金が対象とならないということで確認しております。

それと、岬町の場合、平成29年度決算ベースで、財政力指数が全国市町村平均以上の政令市未満市町村に該当しますので、該当していた場合でも2分の1の補助率になるかと思われま

反保委員長 中原委員。

中原委員 恐らくなんですけど、私が言っている実行計画というものをご存じないかなというふうに思うのです。担当課が違うので、仕方ないというふうに思うのですけど。

というのが、私は、岬町には何の責任もないじゃないですかと思っているのです。このPCBの含有照明器具をつけたのは、該当する年度に製造されていたものにたまたま含まれていて、危険だから取り外して処分しないといけないという、何か岬町にとったら何にも責任ないのに、何でこの処分のお金を出さなあかんねんという気持ちが、どこかにあるわけなのです。

それについて、いろんなことでこういうことは起こりますけど、当時の製造者に責任があるとか、きちんと例えば国が危険性について啓発していないとか、禁止していないということの問題が問われて、賠償するとかそんなことが行われているわけで、いろんな分野で。なのにこの分野については、市町村が丸々かぶらないといけないということに、私はちょっと不合理さを感じているわけなのです。それで何か使える補助金とか、少しでも財政的に負担が軽くできるものはないのだろうかということを考えているわけで、さっき言っていた実行計画については、岬町として策定しているものですから、この委員会の所管で作成したものではないのですけど、何とか当てはまるものがないかということで、担当課としてもよく努力されて調べはったと思うのですけど、該当しないのかなと思っているのです。

反保委員長 西部長。

西総務部長 中原議員おっしゃられている地球温暖化対策実行計画、今、岬町のほうもつくっておりますので、それに基づいた省エネの事業については、国のほうから補助金をいただける、それが先ほど松下のほうで説明させていただきましたカーボン・マネジメント事業という補助金になってまいります。

この補助金を受けるためには、先ほどありましたように、複数事業を抱き合わせる必要があります。LEDだけの交換は対象にならない、LEDと例えばボイラーをかえるとか、空調をかえるとか、2つ以上のセットによって、CO₂の削減効果が図れる場合は、補助対象になるということになりますので、残念ながら、今回LED照明だけの交換となりますので、この事業の補助対象にはならないということになってまいります。

中原議員おっしゃるように、我々としても、製造者責任ということもいろいろ調べさせていただいたのですが、PCBの交換、処分にかかる補助というのが国の中でも制度化されていないということで、この分については、町単独の経費として処分せざるを得ないということになっております。

反保委員長 中原さん、ちょっと待ってくださいね。

ほかの方質疑ございませんか。いいですか。

中原さんどうぞ。

中原委員 わかりました。おっしゃっておられたカーボン・マネジメント強化事業というのが、地球温暖化対策の実行計画の中のものなのだとということがわかりました。同じものを対象にして考えていたのだということが、よくわかりました。複数でないと対象にならないと、これは何とも利用しにくい制度、本当に、ちょっとこういうことについては、利用しやすいようにしてくださいと国に言ってください。

結構、国のやつで特に地球温暖化のやつはほかの補助事業なんかでもあるのです。複数のものを導入しないと使えませんというような、省エネなんかで太陽光発電とか蓄電池とか、そんなんで。

個人が利用するやつもそういうふうに複数以上の利用じゃないと使えませんというのがあるのです。何かすごく使いにくく、わざとしているのか知りませんが、せっかく安全性を確保しようとして努力しているのに、何か逆行するような制度だと思って、何かちょっと腹が立つのですけれど、担当課として財政負担を軽くできないかということで、いろいろお調べになった努力についてはよく理解できましたし、一刻も早く安全な状態をつくっていただきたいと要望しておきたいと思います。

終わります。

反保委員長 出口委員。

出口委員 澤次長が、詳しく詳細まで説明していただいたのですが、少し質問をお願い

したいと思います。

3ページのカリキュラム・マネジメント調査研究事業ということで、深日小学校で実施される。その中で、予算が20万円ということなのですが、お米を植えたりということで、郷土の料理をあまたつくっていききたいというような話がありました。

その中で、この内訳を見ますと、講師への謝礼金が8万円と普通旅費が2万4,000円、備品消耗費が8万円、印刷製本費が1万6,000円という詳細が出ておりますけれども、お米を植えて、またそれを収穫して郷土料理をつくっていききたいというふうに説明があったように思うのですが、そういう中で、人件費とか、当然お米を得るとなったら田地が必要ですね。その借地料とか、そういうところは多分ボランティアで、PTAとか民生委員さんとか、ほかの団体の方々が協力してもらって、実施されると思うのですが、これは考えてみると、講師謝礼金が非常に予算からいくと8万円と大きな金額になってあって、年に何回こういうような形でこの事業は何回か寄って開催されると思うのですが、そういう面をもう少し詳細を詳しくお願いしたいと思います。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 お米づくりにつきましては、現在でも深日小学校で地元の方の田を協力いただいて、田植えとかをやっております。引き続きその方のご協力を得まして、実施していきたいというふうに考えております。

あと、講師謝礼としましては、先ほども説明させていただきましたが、カリキュラム・マネジメントの学識経験者を招聘するというので、今のところ、大学の有識者を招聘したいというふうに考えております。

開催につきましては、まだ具体的には出てないのですが、2回から3回程度の招聘を考えているというところでございます。

反保委員長 出口委員。

出口委員 二、三回開催ということなのですが、ということは、当然講師も二、三回は講演会を開いてもらえるということで、8万円という経費が計上されているのですか。

まだまだこれから詳細はわからないと思うのですが、当然、今、地元の田地をお借りして、今後引き続きやってもらいたいということで、草刈りとか消毒の散布とか、そういうものに関してもこの8万円の備品消耗費で十分に賄えるのかどうか、その辺はどうですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長兼指導課長 あくまでも今の時点では予算計上ですので、今後は事業の進捗によりまして、そういう部分の入れかえはできるかなというふうには考えておりません。

反保委員長 出口委員。

出口委員 もう一点、これまた小学校の授業ですんで、できましたらお米のほうを、特に生徒が食するのであれば、低農薬・無農薬のそういうふうな授業展開もやっていただきたいな、なかなか低農薬・無農薬というのは難しいんやけれども、そういう形で生徒の健康のためにも、そういう方法も考えてもらいたいなということを要望いたします。

反保委員長 道工委員。

道工委員 先ほど中原議員のほうも話しいただきましたけれども、港地区の防災広場の整備について、私は当然土地をご寄附いただくことについてこれは賛成でございますけれども、防災広場という位置づけでええんかどうか。海拔も多分50センチか1メートルあるかないかのところやと思うのです。

防災広場で何ををするのですか。災害のときにここへ集まるのですか。

現在は、この地図上の関電の裏山のほうに上がるように道の整備もしました、前に。

こういう中で防災広場という位置づけで、責任ある言葉ですよ、防災という言葉を使って。これでええんかどうか私疑問なのです。

その辺はお考えどうなのですか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 今回の整備につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、地元のほうから防災広場として活用したいので、今回の事業を進めてほしいという強い要望をいただいたところでございます。

防災というのはいろいろな防災があるかと思えます。

例えば、津波・水害、それ以外にも地震とかいろいろあると思うのですけれども、ちょうどこの港会館という施設が隣接してございまして、地区の炊き出しとか、そういうふうな拠点として活用できる施設でございますので、それと連携できるという位置づけもでございます。

名称としては、我々としては整備事業としては、防災広場の整備という名称を使っておりますけれども、ここが防災広場という名称で、広場の位置づけをする

ということは考えておりません。

あくまでも、自治区のほうで広場として活用いただければということで、事業としては、我々としては防災広場の名目で整備を進めておりますけれども、あくまでも活用方法については、地元のほうで使い勝手のいいような使われ方をすればいいのかなと。

先ほどありましたように、港会館で何か事業をするときに、車が駐車するところがないというのであれば、この場所も活用できるのではないかなというふうに考えております。

反保委員長 道工委員。

道工委員 今、部長のほうからそういう言葉が出ていますが、ただやはり防災という言葉を使って、国やら府から補助金でも出るのならともかく、多奈川財産区からの拠出でやる事業ですから、私も単なる港会館の駐車場でもええんと違うのかな、広場でもいいのと違うかなと思いはしているのですが、防災という言葉を使ったらもらいやすいのかどうか知りませんが、ちょっとその辺の、今部長は防災広場という言葉を使いませんと言っているのだったら、初めからきちっと広場なら広場という形で、町としての位置づけをしておくべきやと思いますけれども。

再度、その辺どうですか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 集会所等で駐車場がないというところは結構ございまして、それで町のほうに整備をしていただきたいというところもいろいろとございます。

ただ、町は財政上の状況を踏まえて、なかなかご要望にはお答えできてないところはございます。

今回は、地元のほうからは、そういういろいろな使い方をする広場として活用したいので、町のほうで整備していただけないかということで、財産区さんのほうにもご相談させていただいて、財産区のほうでも、それなら協力するよということでご協力をいただいて、今回整備するという位置づけのものでもあるということ、ご理解いただければなと思います。

反保委員長 道工委員。

道工委員 理解はしていますよ。冒頭に申し上げたように、ここに整備をするについての経費を使うことについては何ら反対もしていません。

ただ、その名称だけきちっとやっておかんと、防災的な位置づけをしておったら、大変なことになると違うかなという思いですから、その辺を十分お考えい

ただいて、最後処理をしていただくように要望しておきます。

反保委員長 辻下委員。

辻下委員 1点だけ聞かせてほしいのですが、庁舎維持費補修費101万8,800円ですか、8,000円ですか。庁舎地下汚水ポンプ取りかえ工事、これは2台分になっているのやけれども、これ確かに2年ほど前に、台風で地下庁舎を浸かったということもあったと思うのですけれども、そのときにポンプもいかれたということがあったと思うのやけれども、それとこれとは別ですか。それだけちょっと聞かせてほしいのですが。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 昨年の台風の分とはまた別のものございまして、本年3月上旬に庁舎地下の汚水槽から汚水があふれるという事故がございまして、この汚水ポンプにはナンバー2とナンバー2の2つがセットで、自動センサーを通じて交互稼働されることとなっております、そのうち1台が稼働していないということが判明しました。

1台のみの稼働ということになりますと、負荷が大きいくいつ故障してもおかしくない状態ということで、こちらのほうから確認を取りまして、そうなれば、1台だけ交換できん違うんかということも考えられるのですけれども、先ほど申し上げましたように、2台が1セットということとなっております、共通のセンサーを通じておりますので、2台の交換ということとなります。

反保委員長 辻下委員。

辻下委員 これ、前の場所と違うということやね、このポンプの取りかえは。今度新しく、どういぐあいで水につかってあかんとか、あるいはどういぐあいで故障になったんとか、その点わかりませんか。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 故障の原因なのですが、特にこちらでは把握はできなかったのですが、恐らく老朽化が原因だと思われま。

反保委員長 辻下委員

辻下委員 何、ちょっともう一回言うて。

反保委員長 松下課長

松下総務課長 すみません、老朽化が原因だと思います。

反保委員長 辻下委員

辻下委員 ありがとう。

反保委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第47号、令和元年度岬町一般会計補正予算(第4次)についてのうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第47号のうち、本委員会に付託されました案件は可決されました。

議案第50号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)につきまして議題とします。

本件については、担当課から説明を求めます。

松下課長。

松下総務課長 資料8ページをご覧ください。

令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件につきまして、ご説明させていただきます。

まず歳入です。4繰入金、1基金繰入金、多奈川地区財産区基金繰入金としまして、1,104万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計への繰出金に充当するための基金の繰り入れです。

次に歳出です。2諸支出金、2繰出金、繰出金としまして、1,104万4,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、一般会計で実施する小学校改修事業などの財源として、繰り出しするものです。

以上、当委員会に付託分といたしまして、歳入歳出とも、計1,104万4,

000円を補正するものです。

反保委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第50号、令和元年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第50号は本委員会において可決されました。

議案第55号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 この議案の中で、後見制度を利用している方でも、役場の例えば一般職や消防団員になれるということのようですけど、この欠格条項から削除する対象としては、被後見人と被保佐人というふうにお聞きしていたかと思います。被補助人については、以前から欠格事由の中には入っていなかったのかどうか、参考までにお聞きしたいのと、それから対象から外すということについて、一般職の職員と消防団員についてはそのようになっているのですけれど、例えば臨時職の職員についても、一般職の職員等に準じる扱いということになるのか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えします。

まず、成年被後見人、被保佐人、被補助人ですけれども、一応地公法の第16条の欠格条項の部分なのですけれども、第16条の第1号で成年被後見人または被保佐人ということで、被補助人に関しては、特に規定がございません。

臨時職員の関係のことですが、基本的には今回の法律に関しては、地方公務員法の改正に基づいて、今回いろいろ条例改正等があるんですけれども、基本的には臨時職員も地方公務員法の中で規定されるということで、一応そういうことでございまして、以上です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ということは、被補助人のことなんですけど、それは規定がないということで、もともと今回の改定の前から、特に規定がないということだったんでしょうか、もともと被補助人という形で、後見人制度を利用している方は、もともと除外されていたというふうに理解をされているのかどうか、再度お聞きしておきたいと思えます。

反保委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事 中原議員の質問にお答えします。

地方公務員法の欠格条項第16条1項の1項の中で、成年被後見人または被保佐人のみ規定されておりますので、もともと被補助人に関しては、特に規格条項としては、もともと法令上除外されてないということでございます。

反保委員長 いいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第55号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致でございます。

よって、議案第55号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第57号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 今回の一部改訂については、選挙の法律が変わったというところから発生しているようではありますが、調べたところ、通知については5月の31日に都道府県や政令指定都市までということのようでありましたけれども、5月末に通知がなされていたようでありまして、例えばなんですけど、6月の議会に私どもに提案をいただく。

タイミングから言って、なかなか初めから上程をするというのは難しいだろうと思うのですが、例えば最終日に追加してご提案いただくとか、そういうことはできなかったのかなというのをふと思ったので、参考までにお尋ねしておきたいと思います。

それから、新旧対照表のところで、大きく選挙長やいろいろな役割ごとに報酬額が記載されているところを、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律云々ということで、書きかえるという提案のようであります。

その法律を確認したところ、もともと条例で定めていたそれぞれの1選挙につき幾ら、また、1日につき幾らとかいうふうな具体的な金額の定めとは少し金額に差があるんですけど、こういうふうに書きかえるということは、もともとの法律で定められている額にそろえるというふうに理解しているのか、ということが2点目です。

それから、法律の中で確認をしましたら、役割の中で臨時に補充した選挙管理委員に対しても、日額6,500円ということで、報酬額が記載されておりました。けれど、これは岬町では条例として定める必要がないのか、その点についてもお聞きしておきたいと思います。お願いします。

反保委員長 答弁をお願いします。

西部長。

西総務部長 まず、議員おっしゃるとおり、今回の国政選挙の執行経費に関する法律につきましては、令和元年5月15日に法改正されまして、6月1日のほうから施行されてございます。

本来であれば、速やかに条例を改正して、参議院選挙のほうからさせていただければよかったですけれども、ちょっと事務的な手続等で間に合わなかったということで、今般、挙げさせていただいたところでございます。

2点目の新旧対照表との差ということでございますけれども、実はこの基準額につきましては、おおむね参議院選挙のある年に、定例改正されておりまして、物価の変動等を踏まえて改正されたものが、基準額として定められるようになってございます。

ただ、まことに申しわけないんですけれども、その通知どおりに改正できてなかったというところが実情でございまして、そういう反省も踏まえまして、適正に法律の基準を報酬に反映させるために、今回法令に基づく支払いという規定のほうに、改めさせていただいたところでございます。

それと、3点目の臨時に補充した選挙管理委員の費用等については、たしか条例等で定められていたかと思うんですけれども、これについては、選挙管理委員会の委員報酬が別途定められておりますので、これはほかの委員の報酬とあわせまして、それらも定めておりますので、町の他の委員との報酬のバランスも考えて、従前どおりの形にさせていただいております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今の2点目の問題ですが、そういう説明でありますと、選挙ごとに、国政選挙とか府知事選挙とか、国や大阪府の選挙はかかった経費そのものを請求できますからいいんですけど、これは地方選挙、町会議員選挙とか町長選挙とか、その選挙にもこれが当てはまるということになるんでしょうか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 国の選挙なり、大阪府の選挙につきましては、その執行経費ということで、国それから大阪府のほうから支払われることとなります。

それと地方選挙につきましては、交付税という形の中で、この基準に準じて算定されているというふうに聞いております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 交付税措置ということですか。

私がふと思ったのは、例えば、選挙長で言いますと、現在は1選挙につき9、

600円ということになっておりますけれど、国会議員の云々の法律の中では1万600円なんです。それぞれおよそものにもよりますけれど、1,000円近くそれぞれが高くなるのかなというふうに見ておりますので、そこからすると、町の負担が重くなるのかなとふと思ったんですけど、計算上は地方交付税措置ということのようで、あくまで計算上なんで、実際の負担は恐らく増えるということにならざるを得ないんでしょうけど、本来上げるべきところを見送ってきたということなのかなというふうに、今説明を聞いて思っていたので、適正に運用をしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

反保委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第57号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第57号は本委員会において可決されました。

続いて、認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託されました案件を議題とします。本件について、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の16ページから23ページをご覧ください。

その中でも質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 委員会資料の16ページ、軽自動車税なんですけど、これは参考までにお聞きしたいんですけど。

近年、車は普通自動車より軽自動車のほうがよく売れているということを聞いております。本町にとっても軽自動車が増えれば、税収が増えるのかなと思っておりまして、ここでは金額で上がっておりますが、軽自動車のここ数年の3年ぐらゐの登録台数の推移がわかればお聞きしたいんですけど、よろしくお願ひします。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

手元には、平成29年度からの資料がございます。29年から30年に対しまして、軽自動車税は基本的に原付自転車から軽自動車まであります。

29年度の登録台数につきましては、6,493台、30年度につきましては、6,458台ということで、若干減少しているところでございます。

主立ったところで言いますと、原動機付自転車につきましては、平成30年度につきましては、1,211台、29年度は1,258台、47台の減。それから軽四の乗用の自家用車、こちらにつきましては平成30年度は3,530台で、29年度は3,464台、こちらにつきましては66台増加しています。軽四の貨物の自家用につきましては、平成30年度は989台、平成29年度は1,033台と44台減少しております。

総じて言いますと、税収に関しましては若干増加しておりますが、この要因としましては、軽四の自家用自動車の増加によるものが主な要因と考えています。

近年は登録台数は減少傾向にあります。

反保委員長 和田委員。

和田委員 17ページの地方交付税ですけど、地方交付税と特別地方交付税これを合わせて、いつも19億ほどということになっているんですけど、いつももっと増やすように頑張ってくれと私はお願ひしているんですけど、他の市町は9町1村で、岬町は大阪府の一番端ということで、何をとっても分が悪いというのがあるんで、その点を考慮してもろうて、ちょっとでも余計増やしてほしいというのがあるんですけど、今言いました9町1村の中で、他市町と比べてどんなもんか、調べていただいたことはありますか、お聞きします。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 普通交付税と特別交付税の金額ということなんですけど、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。

すみません、手元にあるのが平成30年度の普通交付税の大阪府内の状況なんですけれども、岬町としましては、交付決定額です、16億8,000万程度なんですけれども、例えば田尻町につきましては不交付ということになっておりますし、熊取町でいきますと25億ということで、一律なかなかその他の町村とは比較ができない状況になっております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今聞きますと、人口的になんですけど、他のところはわからへんけど、熊取町に対して25億ほど出ているわけですか。ほかのとも今後調べていただいて、とりあえず今は熊取町は人口的にこういうのは、大体人口割りでくるんじゃないかなと思うんですけど、今も言いましたように、大阪府で最南端で一番端で何をとっても余りええことないということで、そういうようなことを国にお願いして、少しでも多くもらえるように、他のところは、今熊取わかったけど、ほかのところもわかりませんか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 この地方交付税といいますのは、それぞれの団体の人口とか、面積、置かれている公共施設、そして地方債の発行高、こういうようなものを全て数字化されて算出されますので、なかなか大阪府下でどうのという比較というのは、非常に難しい状況です。

これは国で一律に定められておりますので、岬町だけ特別な加算というのはなかなか難しい状況でございます。

反保委員長 和田委員。

和田委員 他市町と比べてというて私も言うてますけど、それなくしてもいつも何でもあれですけど、本項の安定というんですかね、そういうところからいきますと、岬町にしたら最南端で苦しいんやということ、それも言うていただかんと、国の思うとおりに、今言うた人口と面積と何やで計算されて切られたら1つも上がれへんと思うんですけど、とりあえず岬町は何でもかんでも大阪府もそうですけど、余り大阪府の悪いことは言われへんけど、ほんまに岬町は大阪府はちゃんと考えてくれているのかどうか。

信号にしてもそうです。第二阪和はできたのに、ほかのところランプの信号のないところ私ないと思うんです、この近くに。何で岬町だけないようなことをするんかということは、やはり岬町をほったらかしされてるといような私はそういうふうに、えらい惨めなことを言うて悪いんですけど、その点そういうような

ことを言うて。

反保委員長 田代町長。

田代町長 今和田委員さんは、岬町が南の端やからほったらかしにされているのではないかというようなご意見ですけど、そうでなくて、地方交付税は先ほど西部長が説明したとおりで、岬町の規模、またいろんな状況の中で一律に国は配分していますので、これは問題ない。

ただ、特別交付税については大阪府とのいろんな調整の中で特別交付税というのがあります。これはちょっと上下する可能性はあるかと思うんですけども、一般交付税は今おっしゃったように、大阪府の中で岬町は信号もついてないやないか、こうやないかということは国の政策じゃなくて、交通安全対策の中で、どうしてもカーブがあるところについては信号がつけにくいというところが、国のそういった公安委員会の事情があって、なかなか認めてもらえないというところがあります。

これは、そういう信号をつける条件というのがいろいろありますので、交通量の問題とかそういう問題があるので、どうしてもそれをクリアしないとつけてもらえないというところがあります。孝子のランプを全然、現在交通量の調査をやっていただいて、上下にぎりぎりでもあったらつけていただくようお願いをしてるわけなんですけど。

ですから、他町、他の自治体と比べてどうかというのは、北高南低という問題はありますけれども、今のところ国のほうは大阪府と十分協議をしながら、私もまた、府と国との陳情活動もやっていますし、今のところ岬町はわりかし特別交付金がついてるんじゃないかなと、このように思っておるところですので、しっかりと頑張ってもらいますので、よろしく理解をしていただきたいというふうに思います。

反保委員長 和田委員。

和田委員 すみませんけど、私はそう思っているのですが、要望して、一応頑張ってもらいたい。

それと、もう一点19ページに同じようなことがあるんですけど、大阪府市町村振興補助金ですか、これは前から言ってる宝くじの何かと思うんですけど、これも向こうの言うなりで、これを受け取ってるんかどうか、そのときには少しでも多くしてくれとか、そういうふうなことは1つも言ってなかったら、今度言ってもらいたいと思うんですけど、どうですか。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 こちらの補助金につきましては、市町村の自立化に向けた体制整備や、行財政基盤の強化というのを取り組みを支援するというので、交付されてるものになります。

こちらの補助金につきましてはの算定項目がございまして、その中で行財政基盤の一層の強化という項目があるんですが、30年度につきましては、そのあたりの取り組みが評価されまして、29年度に比べて増額ということになっております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 今の答弁、さっき聞こう思うたけど、29年とどのぐらい違うんですかな。

反保委員長 内山課長。

内山財政改革課長 29年度に比べますと、890万円の増額ということになっております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 そうですか。さきに聞いて、とりあえず増やしていただくように、少しでもあれしていただくようにまた要望しておきます。一応これで。

反保委員長 ほかがございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料19ページの款15府支出金、項3委託金、目1総務費委託金の節1総務管理費委託金の中で、人権問題啓発活動等委託金というのがありますけれど、この63万8,000円は支出先の項目がどこに当たるのか、決算書のページと事業費で教えていただきたいと思います。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 中原委員の質問についてお答えいたします。

1つは決算書の81ページ、委託料にございます啓発資料作成委託料といたしまして、49万6,000円。それともう一点ですが、後ほどまとめてお答えさせていただきます。

反保委員長 お諮りいたします。

暫時休憩をしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 再開は13時、よろしくお願ひします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

反保委員長 それでは、休憩を解きまして、再開いたします。

岩田課長。

岩田人権推進課長 中原委員から質問のありました経費につきまして、お答えいたします。

決算書の79ページと81ページにまたがっております79ページの需用費、人権推進課の消耗品費、22万2,028円のうちの14万2,000円の事業と、81ページにございます委託料、人権推進課の啓発資料作成委託料49万6,000円が歳入に該当する歳出事業になります。

反保委員長 いいですか。

中原委員 はい。

反保委員長 ほかがございませんか、質疑。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内内訳表を、あわせてご覧ください。

まず、議会費に入ります。

決算書の62ページから65ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで議会費の質疑を終わります。

続いて総務費に入ります。

決算書の64ページから95ページをご覧ください。ただし、74ページ、75ページの目録、交通安全対策事業費86ページから89ページの項3戸籍住民基本台帳費は他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。73ページは大丈夫です。

坂原委員。

坂原委員 73ページですが、節13委託料のうち、庁舎警備業務委託料835万というふうに書いてますけど、これは前年からすると、ちょっと増えてると思うん

ですが、庁舎警備というのは、この本庁舎の警備かなと思うんですけど、この内容をお聞きしたいのが1点。

同じページの下、節15、工事請負費、ここで普通財産管理工事とあるんですが、これもっと内容をお聞きしたいんですが。

ちょっと、この2点お願いします。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 坂原委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、庁舎警備委託料でございますが、平成30年10月1日より新たに3年間の長期継続契約ということになりまして、入札を行ったところ、6カ月間が月額76万3,560円となりまして、従前の月額の支払い単価が62万8,830円の6カ月ということになりまして、合わせて835万4,340円という内容でございます。従前は62万8,830円掛ける12カ月の754万5,960円という内容でございます。

それと、警備の内容ですが、4人体制の2人勤務による常駐警備ということで、土日・祝日も含めます。まず、9時から17時まで、その後、17時から翌日9時までと、2交代制ということでございます。

やっっていた内容なんですが、日誌に必要事項を記載したり、駐車場の整理及び不法駐車を排除、庁舎内外を巡視、国旗及び町旗を8時30分に掲揚し、17時30分に降納する。また、来庁者及び電話の応対というような内容になります。

それと、2点目のご質問なんですが、普通財産管理工事の内容でございますが、旭地区の調整池の草刈りの伐採ということになります。調整池は、上流の池の水量が増えると、上流から水が流入しやすいためあふれやすくなっておりまして。池周辺は草木が生い茂り、泥も堆積しているので、雨量によっては池があふれる恐れがあったということで、このように草刈りを行った次第でございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 庁舎経理の件に関しては、去年10月に入札をしたということですけど、ちょっと金額上がってるんですね。ちなみにこれは、同じ業者にまた決まったのか。

去年10月からその金額が上がっているということは、警備内容が何か条件が変わったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 警備委託の業者でございますが、従前とは異なった業者となっております。

2点目のご質問なのですが、金額が上がったことによって警備内容が異なっているかどうかでございますが、委託の内容というのは従前どおりということでお願いしております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 警備内容は同じだけど、金額が上がってるというのはどういうことでしょうかね。業者はかわったんやけど、入札やから、その業者が一番値段がよかつたいうことですかね。これは確認ですけど。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 月当たりの委託単価が上がっておりますのは、人件費の高騰ということが一番主に考えられると思われまます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、その件、わかりました。

もう一点の調整池の草刈りとありましたけど、その調整池っちゅうのはどこのことかな。何カ所かあるんですか。1カ所かな。場所、わからへんから教えてください。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 場所でございますが、多奈川の天理教の入ったところに町有地の池がありまして、そちらのほうになります。1カ所でございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、わかりました。ちょっと、あともう2、3点あるんで、続けてすみません。がします。

77ページですが、節14使用料及び賃借料、住民情報システムリース料として上がってます。これが、ちょっと逆に金額下がってるんですね。これ、その要因何かというのをお聞きしたいと思います。ちょっとこれ1点、先にお願ひします。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 坂原委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、平成30年度の4,377万192円の内容でございますが、まず、住民情報システム及び住基ネットワークシステムクラウドサービス2次分。この2次分といいますのは、住民基本台帳法改正対応、主に外国人住民票の外国人対応を除く以外のもの、簡単に言いますと、税とか国保とか、年金、教育、福祉といったシステムのことでございます。こちらの運用経費が1,639万4,400

円。

続きまして、2つ目に住民情報システム及び住基ネットワーククラウドサービス賃貸借契約1次分。この1次分というのは、住民基本台帳法改正対応、外国人の住民票の対応の部分でございますが、そちらの運用経費が646万9,632円。

続きまして、3つ目に住民情報システム更新事業リース2次分ということで、先ほどの2次分の導入経費のリース料で、1,186万5,840円。

4点目に、住民情報システム端末プリンター機器更新事業リース。こちらが564万7,320円という内容になっております。

平成29年度に関しましては。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 内訳、別にいいのでね、値段がさがってる要因、わかったらいいんですわ。

反保委員長 西部長。

西総務部長 今、中身の説明ありましたけども、そのうちの住民情報システムの更新リース料が、リース期間が来ましたので、4月から11月の8カ月分のリース料の支払いということで、前年は12カ月分の支払いであったやっが、今年度は8カ月分の支払いとなっておりますので、その分が減額となったものでございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 ということは、4カ月分少ないということですかね。その差がこの金額の差になるんですかね。いえ、安くなるのは結構なんですけど、私たち、予算の執行に責任がありますので、安けりゃええってことじゃないと思うので、それでその内容ちょっとお聞きしました。はい、その件はそれで結構です。

すみません、続けて質問させていただきます。

81ページです。

節13委託料。ここに人権相談事業委託料とあります。これが昨年のも見ても金額が同じだったんですね。ちなみにその前の年も同じでした。これは、ずっと同じ金額で推移してるようなんですけど、この委託料の算出根拠というのはわかりますでしょうかね。お願いします。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 坂原委員の質問にお答えいたします。

委員ご指摘の事業費につきましては、人権相談事業におきましての人件費相当分になっておりまして、岬町の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に

ある第1条の別表に定める非常勤嘱託職員月額20万円を上限として町長が定める額に準じて、一月当たり18万2,250円という額を定めてございます。その12カ月分ということで218万7,000円という金額になります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 その算出根拠はそういうわけでわかったんですけど、委託料となってるんですけど、相談内容とか、相談実績とか、稼働日数とかそういうのは関係ないんですか。もう年間決まった金額をお支払いするということですか。どうでしょうか。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 坂原委員の質問にお答えいたします。

稼働日数につきましては、多奈川事務所で週3日、淡輪事務所で週2日の稼働となっておりまして、年間で申し上げますと、約242日分相当になります。

件数についてですが、平成30年度における相談件数は、延べ13件となっております。ちなみに29年度は12件で、平成28年度は12件ということになってございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、もうそれ結構です。すみませんが、もう2、3点いいですか。

反保委員長 どうぞ。

坂原委員 83ページの節14になるんですが、使用料及び賃借料。この中で政策推進担当として、海上サイクルルート施設借り上げ料とあるんですが、これ船の関係かなと思うんですが、ちょっとこの内容が何か、今の1点と、その下の海上サイクルルートサーバー使用料とあるんですが、これは何のことかなと思うので、この2点をお聞きしたいと思います。

反保委員長 川端室長。

川端まちづくり戦略室長 坂原議員の質問にお答えをさせていただきます。

海上サイクルルート施設使用料につきましては、議員おっしゃるように深日洲本ライナーの運行に係る施設の使用料としまして、洲本港のポートターミナルの使用料、深日港側における綱とりの要員が待機するユニットハウスの使用料等になっております。

次に、海上サイクルルートサーバー使用料につきましては、予約サイトのサーバーの使用料となっております。

反保委員長 坂原議員。

坂原委員 はい、わかりました。

同じく、同じページのその下、節19負担、補助及び交付金のうち、地域資源活用事業補助金とあるんですが、これの、ちょっと内容をお聞きしたいんですけど。前年度は特産品開発というのがあったんですけど、今回ないんですけどね、これと同じような内容でいいのか。ちょっと内容の説明をお願いします。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

地域資源活用事業補助金につきましては、本庁のいわゆる地域資源を活用して、新たなコンテンツづくりに取り組む事業者を支援するため、補助金を支出しております。

1つ目が多奈川漁協のワカメの養殖事業に対して147万6,000円、それとシルバーのオリーブを増やすということで50万円を支出しております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 前年の特産品開発とは、また別になるんですかね。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 特産品開発とは、また別の事業になります。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、わかりました。87ページの節13委託料、ご当地ナンバープレート製作委託料とあります。実際に、もうナンバープレートは、今できて、実際にもう配布してるんですけど、ちなみに今新しいナンバープレート、何枚ぐらい発行しているのか。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 坂原議員のただいまのご質問にお答えします。

昨年度、岬町の魅力を町内外に広くPRするとともに、郷土愛を深め、連帯感を高めるという趣旨で作成をいたしました。

この結果、現在、8月末ではございますけれども、50ccのバイクで新規で30枚、それで125ccのほうで新規で12枚、それと以前にお持ちの方で、このご当地ナンバープレートができた際に交換できますよというPRしたところ、50ccが38、それから125ccが6ということでございまして、合わせますと、現在交付枚数、50ccでは68枚、それと125ccが18枚ということになってございます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 もう結構です。わかりました。

反保委員長 よろしいですか、はい。ほか、質疑ございますか。

反保委員長 和田委員。

和田委員 69ページの北方領土の返還運動推進大阪府民会議ですか。これ、この会議に何年か前にも聞いたのは、6,000円。一応、6,000円となってるのは、これはもう規定で決まって6,000円になってるんか、のことも1点聞きたいんと、この会議録っちゅうんですか、会議に行ったことあるんかないんかと、この会議録ですか、こんなん送ってくるんか、送ってくれんのか、その3点と、次が73ページの屋上の給水タンク定期清掃委託料とあるんですけど、今もうようになってるんかどうか知らんけど、一時飲まれへん水になってるということで張り紙が出してたんやけど、現在はどないなってるんのか。もし、まだ飲めないようやったら、できたらやっぱり飲み水にできるようにしていただきたい。

それと83。83、何やったけな。83は、もういいですわ、その2点だけ。

反保委員長 4点ですね。松下課長。

松下総務課長 まず、北方領土の6,000円につきまして、ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、北方領土返還運動推進大阪府民会議の会費ということで、1口当たりの会費が6,000円ということになっておりまして、その1口の加入という内容でございます。この会議に行ったことあるかということなんです、私の知る限りでは直接その会議に出たという記憶はございません。

3点目の会議録は送ってくれないのかというご質問なんです、こちらについては、会議録という内容ではないんですが、収支の決算報告書というのをご提示していただいております。

次に73ページの給水タンクのことでございますが、給水タンクといいますが、これは屋上の給水タンクなんですけれど、トイレの排水及び洗面所の手洗い、それと消火栓の用水として使用しておりまして、飲まれぬ水になっているかどうかという御質問なんです、そういった状況は現在ないということでお考えいただければと思います。

反保委員長 和田委員。

和田委員 給水タンクのどっち、飲めるっちゅうことですか。飲まないでくださいと、今でも飲まれへんと思て、私思ってるんですけど、どうですか、大丈夫かな。

反保委員長 西部長。

西総務部長 かつて、ちょっと衛生上の不安がありまして、そういう張り紙をさせていただいたことはございます。今現在、飲み水に使うものについては、水道管の直結

になっておりまして、給水タンク通さずに水道管から、炊事場等の分については直結しておりますので、水質的には問題ないというふうに思っております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 給水のところは飲める水で、それからトイレにある水道は飲めないということですか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 衛生上は一応クリアしておるんですけど、ただ管がかなり老朽化とかしておりますので、よく朝一番とかになると、赤い、ちょっとさびた色の水が出るかなというふうに思うんですけども、飲料的には基準を満たしているというふうに考えております

反保委員長 和田委員。

和田委員 トイレも給水のとも同じように飲めるということですか。もうそういうことですか。両方とも飲める。

反保委員長 西部長。

西総務部長 一応、問題はないかと思うんですけども、先ほども言いましたように、炊事場のやつは、水道管とも直結しておりますので、絶えず新しい水が流れております。ただ、トイレの水とかは、今言いましたように上のタンクに一旦入りますので、時間がたった水が出てきますので、できれば炊事場の水のほうで飲料していただければと思います。

反保委員長 和田委員。

和田委員 庁舎内にいるもんは、それはわかるんやけど、外部から入ってきたときに、喉渴いたらトイレの水も使うと思うんやけど、やっぱりできるだけ、そのあかん水いうんが出んように、できれば飲めるような、まあ、飲めるということでいいんですけど、完全にいけるというふうによろしく、この清掃となってるけど、もっと清掃もしてもうたらええんちゃうかなと思てる。とりあえず、点検また、あれやったらしといてもうたらよろしいかと思ますんで、よろしく頼んでおきます。

反保委員長 よろしいですか。道工委員。

道工委員 73ページのたんのわ海浜会館の駐車場整備工事なんですが、何区画、駐車場が多くなったのか、まずお教えいただきたいと思ます。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 21区画広くなっております。

反保委員長 道工委員。

道工委員 この21区画ということは、あそこのところでね、バスケットコートありましたね。私、あの近所の方からしょっちゅう言われるんですけども、なぜコートとってしもたんやと。コートを残してでも、駐車場に使えるやろうと。コートが端のほうですからね。子どもたちが昼間使いたいのに使えない。大半の昼間は、駐車場は車入ってない。何かの大きい会議とか、お葬式とか、お通夜とかそういうときは使うでしょうけども。もう、潰してもうたからしやあないけれども、バスケットコートを横のほうに駐車場を使いながら、横のほうで活用できなかったんかどうか、まずその辺。

のそれと、コート潰すことについて、もう町単独でそれをやったのか、その辺も聞かせてください。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 バスケットボールのコートをなぜとってしまったかということでございますが、深夜にそのバスケットゴールの音がするという苦情も入っておりまして、そういったことから最終的にそのようにコートをとってしまったということでございます。

あと、コート潰すことについて、町単独で決めたということなんですが、たんのわ海浜会館の運営委員会の方としっかり相談した上で決定したことでございます。

反保委員長 道工委員。

道工委員 それぞれ事情があったんやと思いますけどね、ただやっぱり、私も何回もこのコートを使ってる子どもさんたちの姿も見ました。やっぱり何とかコートをまたやってほしいという要望も聞いてます。夜間利用してうるさいということは、これまた指導上の問題であってね、しっかりとその子どもたちにも指導していかないかんのや思うんですけども。

それとあわせて、ゲートボールも一番西側でやってます。できれば、あそこも狭いということも聞いているんですが、もう一つ西側にも草、常に生えてる空き地がかなり1反以上ある土地もありますよね。ああいうところをお借りして、ゲートボール場にしてあげて、税の控除なんかしてあげて、今あるゲートボール場のところにはバスケットのコートを設置するとか、そういう考えはできませんか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 バスケットゴールの撤去の経過については、松下のほうから説明したとおり

でございます、近隣の住民の方から、特に夜中とか早朝とか時間を問わず、子どもたちがあそこのゴールでばたばた、ぺたぺたとされるといふことで、非常に我々苦情を聞いておりました。地元の館の方を初めてとして、注意は絶えずしていただいていたんですけども、なかなかその指導には従ってもらえなかったという実情がございます。

そういう経過も踏まえ、近隣住民からの苦情を受けまして、区長とも相談はさせていただいたんですけども、最終的にこのままであれば、やはり近隣の住民の方にご迷惑をおかけするというところで、今回の工事に合わせて撤去をさせていただいたところがございます。

今、また新たにつけるとなりますと、やはり同じ問題が生じてくるかなということで、我々としては、今の時点としては、そのバスケットボールのコートを復活させるという予定は考えておりません。

ゲートボールの問題につきましては、福祉のほうで担当しておりますので、また、福祉のほうで、そのゲートボールの方々とご相談いただいて、必要ということであれば、また、福祉サイドのほうで必要な対応を考えてもらうことになるのかなというふうに考えております。

反保委員長 道工委員。

道工委員 バスケットコートについては、場所の問題もあると思うんですよ。家の建ってる一番近いところにコートがあること自身も、やっぱりコートが出るということで苦情もあると思います。これ、反対に海側に持って行ってやれば、別に両面なかってもいいんですわ。あの子ら、片面だけでも十分できてるからね。そういうことも一遍考えていただいて、できればバスケットコート1個でもつけてあげていただきたい、それを強く要望しておきます。

反保委員長 ほかにございませんか。

はい、出口委員。

出口委員 87ページの節の13委託料、標準宅地評価時点修正業務委託料は206万4,528円ですか、その詳細をお願いしたいのと、節23の償還金利子及び割引料の税務課の部分で、町税過誤納償還金630万1,698円と、この2点ですけども、特に過誤納の場合は、どういう理由があつてこういう過誤納になったのか、何件あつたのかということをお聞きしたいと思います。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 ただいまの出口議員のご質問にお答えします。

標準宅地評価時点修正業務委託料ということでございまして、206万4,528円につきましては、こちらにつきましては、固定資産の評価替の経費としまして行ってるものでございまして、毎年、契約の相手方としましては、広域の社団法人、不動産鑑定協会におきまして契約を行いまして、不動産のその土地の価格調査を行うことで評価額に反映させていくということでございます。

業務内容につきましては、標準宅地162地点の時点修正のための鑑定業務を行うものでございまして、毎年、この業務は実施しているところでございます。

次に、償還金でございます。

町税過誤納償還金でございますけれども、町民税の過誤納償還金と固定資産過誤納償還金がございます、その総額が635万1,698円ということでございまして、町民税過誤納償還金につきましては、619万2,998円、固定資産税の過誤納償還金返還金につきましては、15万8,700円ということでございます。

町民税のほうにつきましては、件数220件がございます。そのうち主な額で言いますと、住民税の譲渡所得割控除額に係る控除超過額が例年より高額で件数が多かったため、昨年12月補正をしていただいたところでございます。

固定資産税のほうの過誤納返還金につきましては、例年並みの、一昨年前、29年度は18万4,400円でしたので、若干少なくなってるんですけども、この件数としましては15件ございました。

反保委員長 出口委員。

出口委員 償還金に関しましては、220件の償還があったということですけども、これは、その事務手続の過ちがあったので、こういう結果で償還金が発生したんですか。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

この過誤納償還金につきましては、確定申告とかいう形で年度を経過した分の修正申告等がございましたら、その分に対して、過納になった分を返還するというんですか、還付するというような形になってきたりしますので、そういった加減での償還金が主な償還金内容となっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 ということは、確定申告後にそういう償還金の発生が出てくるということですね。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 そうですね、確定申告は、最大5年間申告することができます。5年間遡って、当該年度の例えば、令和元年度に、確定申告をなされて5年間遡られたとした場合、4年間分はこの償還金のほうで還付するような形になってまして、この元年度の分につきましては、この元年度で納付いただいた中で返還するといった形になってます。会計がもう済んでしまいますと、償還金というような形で還付するような形になってます。

反保委員長 出口委員。

出口委員 阪本理事ね、よくわかります。その中で、一般住民の方は、仮に過誤納になったってわかりませんか。それはあくまでも税務署から確定申告があった後に、町のほうに報告があって、町のほうがそういう作業をされるんですか。

反保委員長 阪本理事。

阪本財政改革部理事 申告がなされた場合は、必ず税務署から町のほうへデータが送られてまいりますので、それをもとに町税の修正等を行いますので、それによって還付が発生すれば、還付を行います。

出口委員 ありがとうございます。よく理解できました。

反保委員長 はい、ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の71ページ、上のほうの節13法律相談弁護士委託料78万5,280円という記載がありますが、これは、財源としては、府の補助金73万2,000円を活用してのものかなというふうに考えているんですが、財源として、私のこの認識で間違っていないかということをお尋ねしたいのと、それから年間の相談実績をお聞かせいただきたいと思います。

それから、同じあたりに節13委託料で、危機管理担当の防災行政無線の再整備工事の管理業務委託料とありまして、節15工事請負費のところにも危機管理担当の防災行政無線の再整備工事が載せてあります。

それで、ちょっとほかのところ、ばちっと当てはまるものがないので、ここでお聞きするんですけど、防災行政無線が聞き取りづらいということは前からお伝えしているところで、その中でFM放送を利用することはできないのかといったご提案を住民の方からいただいておりまして、道の駅みさきにFM和歌山の施設が併設されていると思うんですけど、そういったところを利用する形でFM放送の周波数を利用して、そこでも同じように必要な情報を伝達するというよう

なことは可能ではないのかということをお尋ねしたいと思います。

それから、73ページの節15工事請負費の中で、庁舎改修工事という記載があります。それから、74ページに庁舎整備工事というのがあります。この区分の仕方というか、庁舎の改修と整備の違い、中身によるものなのかなと思うんですが、何が違うのか、どういうふうに区別しておられるのか、お聞きしたいと思います。お願いします。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、71ページの法律相談弁護士委託料になります。

こちらにつきましては、30年度の件数で言いますと、109件になります。

それと、この充当財源ですが、総合相談事業交付金の73万2,000円を充当しているものになります。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 73ページのまず、庁舎改修工事でございますが、これにつきましては、昨年7月の豪雨によりまして、住民活動センターの会議室が水浸しになりまして、その原因を調べますと、防水シートに穴があいてあることによる雨漏りということで、そのための防水工事という内容でございます。

今度、75ページの庁舎整備工事の内容でございますが、こちらは、サーバー室の空調機増設工事という内容でございますが、サーバーの正常稼働の環境維持のため、常時エアコンを使用し、サーバー室では温度管理を実施しているところでございますが、平成30年4月に故障による停止という緊急事態が発生しまして、そのときは業者の迅速な対応で事なきを得ましたが、今後、こういった事故があったときに電算室の温度上昇によって、庁内で使用する情報端末のサーバーがダウンし、役場業務の運営が停滞することが考えられますので、また、現在の空調機が古いため、交換の修理部品も製造を打ち切られており、今回、空調設備を更新したという内容でございます。

改修と整備なんですけれど。

反保委員長 西部長。

西総務部長 改修と整備の違いなんですけども、一般的な考え方でいきますと、改修というのは、補修とか修繕、そういうふうな部類に属する工事を分類する形になるかと思えます。

整備につきましては、新たな機能を付加したり、設備を付加したりという、そ

の部分にかかわる事業について該当するものを表現するというふうにご理解いただければと思います。

反保委員長 森課長。

森まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員のご質問にお答えをさせていただきます。

防災行政無線につきましては、令和元年度、令和2年度におきまして、屋外拡声子局の再整備を図ってまいりたいというふうにご考えておりますけれども、そういった中で聞こえづらいという点が解消しないというようなことがございましたら、その辺を検証して、委員おっしゃるFM放送を使った放送というのでも調査をして、どのようなものか調べさせていただきたいと思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 最後にお答えいただいたFM放送を利用するという点については、まだ今年度途中というか、屋外拡声子局の再整備ということで進めておられる途中ですけど、もしFM放送の活用が、そう高価なものではなくて、利用できるということであれば、それはあわせてそのことも情報伝達の一つの手段として追加をするということも必要なんじゃないかなというふうに思います。

整備がどの程度進んでいるのか、実際にはちょっとよくわかりませんが、全体のうちの幾つが既に更新されたのかというのはよくわかりませんが、今でもずっとなかなか聞こえづらい、場所によたらよく聞こえるともあるんですけど、聞こえ過ぎて音が割れるところもあれば、聞こえにくいところもあったりして、やはり情報の伝達というのはいろんな手段があるということも一つ大事だと思うんですね。屋外拡声子局に加えて、聞き直しサービスも導入されたり、インターネット使って文字でも確認できるということで、充実していっているところもありますけれども、FM放送についても一度調べてみていただいて、もしも導入に当たって困難な点がないようであれば、それについても導入を進めていくということは、検討なさってはどうかというふうに思いますので、ぜひ一度調査をしていただきたいなと要望しておきたいと思っております。

それから、法律相談事業にかかわって、再度お尋ねをしますが、大阪府補助金の総合相談事業交付金を活用しての事業だということで、この事業費の足らずで言いますと、5万何がしかというふうに思うんですけど、これは一般財源から充当しているというふうに考えていいのかどうか、再度お尋ねをいたします。

それから、庁舎の改修と整備について、今お聞かせをいただきました。

庁舎の改修について、住民活動センターが台風のときに水浸しになったという

説明でした。そうすると、また私は疑問が生じるんですけど、今回、災害復旧費のところ、いろんな施設が災害によって工事が必要になったと、復旧工事費ということで幾つもの施設がこの決算書の中にも記載をされているわけなんですけど、そっちにはこれは入らないんだらうかという疑問が起こってきたんですけど、そこはいかがなんでしょうか。

それから、庁舎整備工事のところ、サーバー室の空調機の設置ということで説明をお聞きしましたけれど、この整備というものについては、新たな機能を付加するというような考え方を持ってもらったらいんじゃないかという説明いただきましたけど、この工事の内容としては、もともと空調機が設置されていて、それが壊れたから空調機を更新、設置したということなのかなというふうに聞いていて思って、それが壊れたものを更新したということかというと、別に新たな機能のように感じないんですけど、何かそこは、何か、決算書なり、議案書なりの調整に当たっての考え方があるんでしたら、もうちょっと詳しくお聞きしたいなというふうに思います。お願いします。

反保委員長 寺田理事。

寺田総務部理事 中原議員のご質問にお答えさせていただきます。

71ページの弁護士相談委託料78万5,280円から、府の補助金73万2,000円を引いた財源としまして、5万3,280円必要になってくるんですけど、こちらについては一般財源となります。

反保委員長 松下課長。

松下総務課長 住民活動センターの雨漏りに対して、災害復旧対策費のほうに入らないかというご質問なんですけれど、昨年の7月の豪雨によるもので、台風21号というのが、まだ発生しておりませんでして、そのころ、今後ああいう何回も災害が発生するということが見込まれておりませんでしたので、このように予算設定をさせていただいたというわけでございます。

反保委員長 西部長。

西総務部長 今、松下が言いましたように、この雨については、7月の豪雨のときなんですけども、私もちょっと現場見たんですが、台風というか、そういう自然災害の被害というよりは、むしろ経年劣化によりまして、防水シートのほうがかなり傷んでたというのが根本的な原因でございますので、そういう災害というのではなくて、もう経年劣化による対応というふうにご理解いただければと思います。

それと、サーバー室の空調設備なんですけど、以前は1台で24時間稼働させて

いたんですけども、1台でいきますと、負荷がかなりかかってまいりますので、2台にすることで、相互運転することで負荷を抑えて、サーバー室の温度の適温化を図るということで、増設となっておりますので、ご理解いただければと思います。

反保委員長 中原委員。

中原委員 わかりました。決算書73ページのたんのわ海浜会館駐車場整備工事で、先ほど、道工委員のほうから、バスケットゴールがなくなったことに対して、住民さんからいただいているお声の紹介がありました。私も同じ人物かどうかわかりませんが、同じお声をいただいております、道工委員の主張と私も同意見なんです。ご迷惑がかかっているという実態の解決は指導上の問題でありまして、それをもう撤去してしまうことで解消するというのは、ちょっとやっぱり乱暴とまでは言いませんけど、私は残念なことだなというふうに思っています。

今後、また新たに設置するということが可能かどうかわかりませんが、やはり私のところへ寄せられている声の中には、実際に使っている子どもたちではなく、大人の人からの声もありまして、ああやって、子どもたちが自由に集える場所がなくなってしまったということに対する、非常に残念だというふうな声もいただいておりますので、今後、また別の何らかの形で損なわれた機能を復活させるということについてご検討いただきたいと、私からも要望しておきたいと思っております。

引き続き、お尋ねいたします。

決算書の79ページ、目8人権啓発費のところ、節1報酬の中に、男女共同参画審議会委員報酬、それから、いじめ問題対策連絡協議会委員報酬というのが記載をされております。これは、2つとも予算で計画されていたものよりも執行経費が下回っているようですので、その事情があれば、お聞きをしたいと思っております。

それから、男女共同参画審議会にかかわって、これは非常に大切な取り組みだと思うんですね、男女共同参画社会の実現ということで、非常に重要な現代的な課題を解決していく重要な機関だというふうに思っていて、今、第2次のプランの真ん中を超えたあたりかなと、期間でいいますと思うんですけど、これは2013年に策定をされていて、10年間の期間で第2次の期間ということで、一定の目標等を定めて取り組まれていますけど、ちょうどこの年度の前に当たるんですけど、2013年が中間の年度ということで5年ごとの見直しを図っていくという計画のようでありました。私は、ちょっと総務文教委員会から御無沙汰し

ておりましたので詳しくお聞きする機会もつくれないままでおりましたので、ぜひこの機会にその見直しのときの議論であるとか、あと後半の5年間どのようなことに重点を置いて取り組んでいかれるのか等を委員会の中で審議されていること、計画に基づいて努力して取り組まれていること等がありましたら、この機会にお聞きしたいと思います。

それから、いじめ問題対策連絡協議会にかかわって、いじめの件数の報告をいただきたいと思います。過去3年ぐらいでお聞きできればと思います。お願いします。

反保委員長 岩田課長、いいですか。はい、岩田課長。

岩田人権推進課長 中原委員の質問にお答えいたします。先ほど御質問にありましたうちの報酬に入りますが、男女共同参画事業の推進事業における報酬ですが、平成29年度は会長1名、委員6名ということで4万6,000円の出費、合計7名の出席がございました。それに対しまして、今回は、平成30年度は、会長1名に対し、委員さん3名の合計4名の出席で、残りの方は欠席されたということで2万6,500円ということになってございます。

続きまして、同様にいじめ問題対策連絡協議会費における報酬についても、平成29年度におきましては、会長1名に委員が5名出席されて3万9,500円の出費に対し、平成30年度は、会長1名、委員さん7名の出席になってございまして、5万2,500円の出費という形となっております。

それから、男女共同参画審議会における、いわゆる5年ごとの見直しについてなんです、そちらについては、平成25年に見直しを行ってございます。

いじめ問題対策連絡協議会における、いじめの件数につきましては、手元に資料がございませんので調べさせていただきます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 また、いじめの報告のあった件数については、わかり次第お知らせいただければというふうに思います。

2つの委員会の報酬にかかわって、出席委員の数をお示しいただきました。男女共同参画審議会については、予算のときに8人というふうに記載されておまして、今お聞きしたところによると、2018年度は、会議の開催は1回なのかなと思っているんですけど、4人という出席のようなんですけれど、これは何かぎりぎり過半数という感じで、ちょっといかがかなというふうに感じています。

それから、いじめ問題対策の連絡協議会についても、委員報酬、予算の段階で

は13人と書かれておりまして、2018年度の状況については出席が8名ということでしたが、今、あわせてお聞かせいただいた2017年度の会議については6人ということで、もしもそのときも委員の数が13人だとしたら、6人の出席だったら、ちょっと過半数を割ることになるのかなと思ったりして、岩田さんは、そのときはその役でないので、ちょっと過去のことを聞いたら申しわけないんですけど、ちょっと委員さんの出席状況が芳しくないように思うんですよ。それで、そこを改善する必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その点はいかがか、お尋ねをしたいと思います。

それで、さっき聞いた第2次プランの見直しの中身については、内容が恐らく非常に多岐にわたると思いますので、それ、また別の機会にお聞きしたいなというふうに思います。ちょっと、その委員会の委員さんの出席について、必要なことがあれば、例えば、その委員になってくださっているけれど、何年間にもわたって委員を引き受けてくださっている方もいるんじゃないかなと思うので、状況が変わって、出席がかなわないような、その条件面で変化があったとか、そんな方も中にはおられるのかもしれないので、もしそうであるならば、委員を交代するといいますか、そういうことも必要になるのかなと思ったりして。やっぱりこういう一つ一つの委員会、住民さん、公募の方なんかも入っていただいているので、住民さんの声を聞く機会ですから、大事な会議だと思うんですね。その会議の出席率が低いということそのものに私、問題を感じているんです。そのあたりでちょっと考える必要があることが、もしあるのであれば教えていただきたいというふうに思います。お願いします。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 中原委員の質問にお答えいたします。

男女共同参画事業の5年後の見直しについてですが、岬町内にございます各担当課に対しまして、こちらのほうから調査文書を配布しまして、ヒアリングを行い、今後の見通しについて確認をさせてもらっています。

また、男女共同参画審議会の委員構成ですが、世界人権問題研究センター嘱託研究員の方を会長といたしまして、あとは関係団体を代表する者といたしまして、岬町人権協会、岬町校園長会代表、岸和田人権擁護委員協議会岬町地区委員代表、岬町商工会、岬町保育所代表、岬町社会福祉協議会代表、あと公募による選出の委員さんを加えた形の構成となっており、以上で8名となっております。

反保委員長 西部長。

西総務部長 いじめ問題対策連絡協議会、このいじめの問題というのは非常に大事な問題というふうに我々も認識しておりますし、町長も絶えずこの問題については、問題意識を持って、総合教育会議等でもいじめの報告等も受けておるところでございます。この対策連絡協議会につきましては、町内のPTAの代表の方、それから警察や法務局、それぞれの関係機関の代表の方で構成をさせていただいております。参加いただけてなかった人数、申しわけございません、私自身ちょっと把握できておりませんが、今後、その開催に当たっては、各委員の皆様が参加しやすい日程を調整させていただいて、多くの関係者の方にご参加いただいて、岬町における諸問題について共通認識をするとともに、議論を深めていきたいと考えております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 いじめ問題対策連絡協議会の委員は13人ということによろしいのでしょうか。それから、この2つの委員会の会議の会則と申しますか、そこまで私ちょっと確認しておりませんでお尋ねするんですが、定足数とかは設けられているのでしょうか。お願いいたします。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 いじめ問題連絡対策協議会についての件ですが、こちらにつきましては、今回、委員のおっしゃるように13名が定足となつてございますが、報酬自体は8名分の報酬です。残りの5名につきましては委任状をいただいております。議決に要する人数は全てクリアしてるという形となっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 会議の定足数と申しますか、委員さんの数や、また、欠席者に対するの対応について適切に行っているということについては、先ほどの説明で理解できました。会議の開催を満たす定足数というのはあるものなんでしょうか。

反保委員長 西部長。

西総務部長 この岬町いじめ問題対策連絡協議会につきましては、条例がございまして、その中で「会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができない」という定めになってございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 お調べいただきまして、ありがとうございます。このいじめ問題対策連絡協議会の委員は、先ほど13人とお聞きしました。2017年度においても、委員の数は13人だったのでしょうか。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 委員の質問にお答えいたします。

各種団体代表者13名以内ということで、人権擁護委員2名、事業所人権問題連絡会から1名、身体障害者福祉会、現在休会中と聞いておりますが1名、母子福祉会から1名、民生委員児童委員協議会から1名、婦人団体関係者から1名、長生会連合会から1名ということで、合計13名となっております。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 すみません。少し訂正します。いじめ問題の人数は13名で変わって
ございません。

反保委員長 西部長。

西総務部長 すみません、ちょっと確認させていただきます。ちょっと委員数間違っていると申しわけないので、確認させていただきます。

反保委員長 暫時休憩いたします。再開時間は。

西部長。もといです。

反保委員長 西部長。

西総務部長 申しわけございません。一応、条例上の定数は20人以内となっております。現在18名の委員で構成をさせていただいております。構成メンバーについては、先ほど言いましたように学校関係者とか、教育委員会、それから法務局、大阪府の警察関係者、それと町内のPTA関係者、それから人権擁護委員等で構成をさせていただいております。

反保委員長 よろしいですか。はい、中原委員。

中原委員 今、18人とお答えいただきました。それは、いじめ問題対策連絡協議会委員
の数が18人ということで確認をさせていただきました。

(発言する者あり)

反保委員長 中原委員。

中原委員 はい、ありがとうございます。(発言する者あり) みんな優しいです。

反保委員長 もう1問か、2問にさせていただいたら。

中原委員 ええっ。ほんま。何を言っているのですか、委員長。

反保委員長 50分間です。

中原委員 50分間。

反保委員長 うん。どうぞ。

中原委員 今、お聞きしたのは、ちょっと謎がまた、発生してきたんですけどね。委員は

18人いるとお聞きしました、それで、予算書にも、このいじめ問題のところは、報酬は13人と括弧つきで書いてありました。それとの整合性はどうなるのかという疑問が発生するのと、それから、会議が成立する条件として過半数という定めが条例にあるという説明をいただきました。それを聞いた上で、先ほどの会議の出席者数をお聞きしますと、過半数の出席がないようなんですけど、それはそれでよしとしているのか、委任状で出席に足るという考え方をとっておられるのか、ちょっとそのあたりがよくわからなくなっているんですけど、説明をいただきたいと思います。お願いします。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 委員の質問にお答えいたします。

いじめ問題対策連絡協議会の委員につきましては、学校関係者の者が入ってございますので、報酬が発生しない者がメンバーの中に入っております。報酬の発生しないものが5名いらっしゃいますので、その分の差がそのまま報酬費として上がっている状態でございます。ですので、この報酬額が、そのままイコール出席者というわけではございません。

反保委員長 ほか、ございませんか。（「委員長、私、もう一個、個人的に聞いています。」と発言する者あり）はい、どうぞ。答弁お願いします。

岩田課長。

岩田人権推進課長 いじめ問題の対策連絡協議会の委任状による出欠についてですが、こちらについては、委任状で出席というわけではなくて、出席はされていますが、報酬の人数として上がっていないだけで、過半数は超えてございます。

反保委員長 よろしいでしょうか。はい、もう1問。

中原委員 参考までに、報酬の発生しない方も含めて、出席人数を確認しておきたいと思っています。2017年度と2018年度のいじめ問題対策連絡協議会の会議の単純な出席者数を教えてください。

反保委員長 岩田課長

岩田人権推進課長 委員の質問にお答えいたします。

平成29年度11名で、平成30年度13名とでございます。

反保委員長 はい、どうぞ。あと1問どうぞ。今度こそ。

中原委員 どうして、あと1個なんですか、委員長。

反保委員長 どうぞ。

中原委員 はい、します。まだ、もうちょっとこの範囲であるんですけど、いつでも休憩

は、どうぞとってください。

引き続き、お尋ねをいたします。

同じ人権啓発費の節8報償費の中の講師謝礼というのと、それから人権週間イベント出演の謝礼という、2つ謝礼がございまして、それぞれの謝礼をお支払いした方のお名前と、それからその方の肩書を教えていただきたいと思います。

それから、もうちょっと聞いていいですか。

反保委員長 どうぞ。

中原委員 先ほど、歳入のところでお尋ねをしました人権問題啓発活動等委託金が歳出のどこに充たっているのかということでお答えをいただきました。消耗品費と、それから次のページの啓発資料作成委託料に充てられているということをお聞きしました。これは、この2つの費目を使って、1種類のものを作成したというふうに理解をしていいのか、内容についてお尋ねをいたします。どのようなものを発行されたのか、私のイメージするものと一致するかなとは思ってるんですけど、参考までにお聞きいたします。お願いいたします。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 委員の質問にお答えいたします。

先に10万円の人権週間イベント出演謝礼について、お答えいたします。

平成30年度の人権週間記念講演としてお願いした方は、一般財団法人大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長の柴原浩嗣さんという方でございます。講師謝礼は10万円となっております。

それから、もう一点の講師謝礼7万5,000円についてですが、みさきウィッシュ講座として、手づくりパン講座、ポーセラーツ講座、クラフト教室をお願いしている方の分で2万5,000円。それから男女共同参画事業で、5万円の講師謝礼を払いました講演会がございます。

男女共同参画の講演をお願いしました方は、世界人権問題研究センター嘱託研究員源淳子さんでございます。

手づくりパン講座、ポーセラーツ講座、クラフト教室につきましては、町内でその分野で知識のある方をお願いしてございます。

もう一点、歳入のときにお聞きになりました経費のうち、需用費、消耗品費の14万2,000円の分についてですが、8年ぶりに岬町で事業化いたしました人権の花運動のための消耗品経費となっております。これは、淡輪小学校と深日小学校の小学生に対し、花を植えることによって、人権問題を考えていくと

いう事業でございます。

それから、49万6,000円の事業につきましては、毎年発行してございます「ミズケブ」という啓発冊子の発行でございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、お答えいただいた中で、人権の花運動。花を植えることによって、人権について考えるとおっしゃったかな。それはどうやったら、花を植えることで人権について考えることにつながるのであろうかという疑問が発生してきます。でも、また膝を交えて担当者にお聞きすることにいたしましょうか。

反保委員長 そうですね、そうしてください。

中原委員 ちょっと長くなりそうなので。ちなみにちょっと1点だけお聞きします。

反保委員長 最後の1点。

中原委員 えっ、最後って、何で委員長、最後、最後って、もう。

反保委員長 もう、中原さん、ほんでもねえ、50分超えたもん、1人で。かれこれ50や、ほんまに。

中原委員 きのう、もっとしゃべりました。

反保委員長 きのうは、きのうです。

中原委員 なるほど。わかりました。

反保委員長 どうぞ。

中原委員 この項目で1点、お聞きするのですが、人権週間イベントの出演で、お聞かせいただいた、柴原浩嗣さんという方のお名前は、以前にもお聞きしたことがあるなというふうに思って聞いていたのですが、これは、人権週間のイベントというのは毎年取り組んでおられるかなというふうに思います。毎年、同じ方にお越しいただいているのか。団体や出演いただく講師の方ですね、その方は、ずっとその年その年で変わっていくものなのか。そのあたりについて最後にお聞きしたいなと思います。

反保委員長 岩田課長。

岩田人権推進課長 中原委員の質問にお答えいたします。

こちらの講演会の人選につきましては、大阪人権協会にこちらのほうからご依頼いたしまして、その中で選出いただいた方をお願いしてございます。

反保委員長 よろしいですか。（発言する者あり）

岩田課長。

岩田人権推進課長 委員の質問について、お答えいたします。

平成29年と平成30年につきましては、柴原さんということで聞いていますが、平成28年については、手元に資料を持ち合わせていませんが、別の方だと聞いてございます。

反保委員長 よろしいですか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なし。質疑なしと認めます。

これで総務費の質疑を終わります。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思います。再開は、2時45分。

(午後02時35分 休憩)

(午後02時45分 再開)

反保委員長 休憩を解きまして、再開をいたします。

続いて、民生費に入ります。

決算書の106ページから109ページの目9文化センター費をご覧ください。

質疑ございませんか。

はい、中原委員。

中原委員 決算書の109ページ、節13委託料、総合生活相談事業委託料にかかわってお尋ねをいたします。

相談件数の実績をお尋ねしたいと思います。お願いします。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 相談件数につきましては、延べ41件です。

相談内容につきましては、福祉・健康で28件、住宅が5件、就職・就労延べ2件、人権相談延べ3件、法律2件、その他1件、合計41件となっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今、内訳についてもお示しをいただきました。

参考までにお尋ねをするんですけど、例えば、今の相談内容にかかわって、就労だとか、法律だとかそういったものにかかわることがありました。それについては、就労相談があったり、法律相談があったりしますので、そういったところに必要に応じてつないでいくというか、そういったことになっていくものなのでしょうか。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 実質の事業名とおり、生活総合相談ということでございまして、まず

は、いろんなお話を受けるということでの件数であります。必要に応じて、人権相談の専門のところであるとか、そういうところを紹介しているということで聞き及んでいます。

反保委員長 いいですか。

和田委員。

和田委員 107ページの報償費かな、8、巡回見守り事業報償費となってるんやけど、これは文化センターの中を見守るんかな。どこ見守るんですかな。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 この巡回見守り事業については、緑7丁会に住まれている独居高齢者、主に介護保険制度、要介護保険認定を受けてない方と、それから身寄りのない高齢者を対象にした事業でございます。

反保委員長 いいですか。ほか、ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 すみません、今と同じところで、8報償費の中の運営委員報償費とあるんですが、この運営委員の活動内容と人数を教えてください。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 まずは、人数ですが、定員が10名のところ、8名の方の委嘱をしております。

実施内容については、年に大体2回程度の会議を行いまして、主に人権ふれあいまつりでありますとか、文化センターの事業内容についての精査をするということで会議を開いております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 ちなみに、そのメンバーというのは、どういうメンバーになるんでしょうか。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 メンバーでは、地区別でいきますと、淡輪2名、深日1名、多奈川4名、そして大阪府のほうからご依頼いただきまして1名ということになってます。

反保委員長 いいですか。そのほかに

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで民生費の質疑を終わります。

続いて、商工費に入ります。

決算書の151ページ、目2観光費のうち、節19負担金、補助並び交付金の

一部、政策推進担当分をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで商工費の質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書の168ページから173ページをご覧ください。

質疑ございませんか。168ページから173ページ。

坂原委員。

から173ページの。

坂原委員。

坂原委員 1つ、参考までに教えてほしいんですが、171ページ、節19負担金、補助及び交付金のうち、婦人防火クラブ補助金とあるんですが、この婦人防火クラブの活動内容と人数を教えてください。

反保委員長 森課長。

まちづくり戦略室危機管理担当課長 委員の質問にお答えさせていただきます。

婦人防火クラブにつきましては、住民に対する防火啓発に寄与する活動をしていただいております。例えば、火災警報器の据えつけに関して、消防署のお手伝いをしていただいたりというようなことをしていただいたり、あと、文化財防火訓練にもご参加いただいております。

人数でございますけども、合計66名いらっしゃって、淡輪地区で18名、深日で14名、多奈川で19名、孝子で15名、以上66名となっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 多数の方がおられるんですけど、その活動実績と申しますか、その出動回数実績と申しますか、その辺はいかがでしょうか。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 委員のご質問にお答えさせていただきます。

活動としましては、まず、出初め式にご参加いただいております。先ほど、申しましたような文化財防火訓練、あと、火災予防の啓発活動、防火診断とかそういう各ご家庭を訪問するようなことでございますけども、こちらについて詳細な、何回行ったというのを、ちょっと把握しておらないんですけども、あと、深日港フェスティバルなんかでも炊き出しをしていただいたりというような活動もして

いただいておりますし、地区の防災訓練なんかにもご参加していただいているというふうには聞いております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 かなり高齢の方もおられると聞いております。積極的に防火活動に協力してもらっているというふうには聞いております。人数も66名で、多くの人数なんですけど、その割にその費用が少ないのかなと思うので、もっとその活動を広範囲に応援できるのであれば、もっと積極的に予算もつけて応援すればいいかなというふうに思いますんで、また、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

反保委員長 和田議員。

和田委員 171ページ、阪南岬消防組合解散に伴う公債の負担金ですけど、これ、もう解散して何年かなと思うんですけど、一応、これ最後ぐらいですか。まだずっと払うようになるんか、その点、よろしく頼みます。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 委員の質問にお答えさせていただきます。

阪南岬消防組合におきましては、平成25年の泉州南消防組合結成により解散となりましたけども、その当時の起債金額の償還について、阪南市と協定を結びまして、平成25年度から、順次償還をしております、平成31年度で終了になるというふうになっております。

反保委員長 和田委員。

和田委員 31年言うたら、今年っちゅうことになるんで、もう1年、もう今年で終わりっちゅうことですか。はい。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 申しわけございません。令和元年度で終了ということです。

反保委員長 はい、ほか、ございませんか。

出口委員。

出口委員 171ページの節の19負担金、補助金及び交付金ですけども、消防団員の退職報償金ですが、これは、何名退職されるのか、その辺の人数と、それともう一点、節11の需用費ですか、これの修繕料が212万5,303円。燃料費というのは、これガソリン代か、ちょっとようわからんので、その辺の説明をお願いします。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 委員の質問にお答えをさせていただきます。

消防団員の公務災害補償掛金のことでよろしいでしょうか。（発言する者あり）ごめんなさい。退職報償金につきましては、条例上の定数の120名の掛金でございます。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 修繕料について、お答えをさせていただきます。

修繕料につきましては、消防団の車両の車検代ですとか、あと車の修理費、それと昨年の12月の補正予算で議決いただきました深日分団のポンプ車の真空ポンプの修繕、これが結構大きな、90万円ぐらいの金額なんですけども、そちらも計上させていただいております。

燃料費は、消防車のガソリン代です。

反保委員長 出口委員。

出口委員 これ、消防車のガソリン代もえらい少ないように思うんですけども、何台分。

これ、岬町全体の消防車の1年間のガソリン代ですね。（「はい」と言う者あり）これだけでいけるのかな。救急車とかそんなも含めてですか。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 こちらの消防車両の燃料代でございますけども、あくまで消防団の保有している車の燃料費ですので、消防団には、現在15台の車、それと3台のバイクがございます。その車両の燃料費です。

反保委員長 出口委員。

出口委員 ありがとうございます。よく理解できました。

反保委員長 ほか、ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の169ページ、消防団員の数について、お尋ねをいたします。

年度当初は109人というふうに予算書に記載されておりましたが。2018年度中109人で変わりがなかったかということと、それから、条例では120人と今、お聞かせいただいたかなと思いますが、増やすための努力で何かなさっていること等があれば、お聞きしたいと思っております。

それから、173ページの日4災害対策費、節19負担金、補助及び交付金の中で、自主防災組織育成事業補助金というのがありますけれども、これは、自主防災組織の要望に応じて、その組織においていろいろな防災用品だとか、機材なんかに補助を出す制度に基づくものなのかなと思って見てるんですけど、そうなんです。これは、予算が110万円ぐらいに書いてあったのかなと思ってるん

ですけど、今年は31万2,260円ということになっておりまして、たまたま予算どりしてたけど、それだけの希望がなかったというか、申請がなかったという偶然性によるものなのか。何でもこういうことをお聞きするかといいますと、自主防災組織の中で金額や回数にこの制度を利用するに当たって定めがあるので、もっと使いたいんだけど使えないと。もっと拡充してほしいと、制度そのもの見直しを求める声を聞いたことがあるんですけど、その必要性についてはいかがか、お聞きするものです。お願いします。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 委員のご質問にお答えさせていただきます。

消防団員数ですけども、当初予算で109名の予算を計上しておったんですけども、実際には、団員数は103名で推移しまして、年度末で5名の方がやめられたんですけども、今年の4月1日で101名という方が団員としておられて、また、6月にお一人入られたので、今102名の団員がいらっしゃいます。

あと、増やす方策としましては、広報、フェイスブックなんかには消防団の活動をアップして、広く住民の方々に見ていただいて、それで消防団の活動に興味を持っていただくというような方策、あるいは団員の方々のネットワークを通じて団員を確保していこうということでやっております。

続いて、自主防災組織の補助金についてですけども、当初予算では10件分の申請があるということで予算を上げさせていただいております。実際に30年度につきましては、残念ながら3地区の申請しかございませんでして、この決算額31万2,260円という形になったんですけども、この事業、平成28年度から実施をしております、自主防災組織の活動に意欲的な自主防災組織については、28年度、29年度という早い段階で申請をいただいて、30年度については、若干ちょっと申請件数は減ったんですけども、今後も申請いただけるように、この制度について周知を図ってまいりたいと思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 今お聞きしました自主防災組織の育成事業補助金なんですが、一定要望いただいて、2016年と2017年とで補助も一定早く希望出して来てくださったところには、もういろんなものが配置されてという状況で、現在では、そういう意味でいいますと、まだ申請していないところからの申請を待っているというような感じなんではないでしょうか。これは、もう一回利用したら、もう利用できないものなんですか。同じ地区が年度内に複数回とか、年度をまたいでさらに違うものを

とか、そういう申請はできるようになってるのでしょうか。

反保委員長 森課長。

森危機管理担当課長 委員のご質問にお答えをさせていただきます。

自主防災組織の補助事業につきましては要綱を定めておりまして、申請につきまして、1回きりというふうに要綱に書いてございます。ですので、1回申請いただくと、この要綱上も2回目、3回目というのはないということになってございます。今現状、そういう形で補助を出させていただいた自治会においても、全然足りないというようなお話も若干聞いてはございますので、今後、何らかの方策を検討することも視野に入れながらやっていきたいなと思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 ぜひ、今後の前向きな検討を期待したいというふうに思いますが、1回きりで、これ確か1件当たり上限が10万円だったかなというふうに記憶してるんですが、確かにその金額では足りないという声も、私もお聞きしておりますので、1回きりと言わず、意欲のあるところ、また必要性に応じて、制度そのものを拡充していくということをご検討いただきたいと要望したいと思います。

反保委員長 ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 なし。質疑なしと認めます。

これで消防費の質疑を終わります。

続いて、教育費に入ります。

決算書の172ページから201ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

坂原委員。

坂原委員 決算書の177ページ、節19の下のほうの岬町在日外国人教育研究協議会補助金とありますが、これの内容をちょっと教えていただけますか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 この協議会のメンバーにつきましては、町内の教職員で構成されております。その中で、岬町の学校教育方針というのを定めておりまして、それと別に、同じく岬町在日外国人教育に関する指導指針というのを定めておりまして、それに基づきまして、国際理解の推進、これまでの歴史的経緯とか、社会的背景の理解を深めるということで、教職員の研究・研修を行うための補助金というふうになっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 メンバーは、一応職員ですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 教職員です。先生方です。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 具体的にどんな研修の内容をやっているんでしょうか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 具体的な細かいのは、今、資料がないのですが。先ほども説明させていただきましても、在日外国人の方の歴史的経緯とか、社会的経緯についての研究・研修を行っているということになっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 それを学校教育に生かしてということではないでしょうか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 はい、そういうことです。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 この協議会で研究したことを実際に学校教育に生かしたというそういう実績、事例がありましたら、紹介してください。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 岬町は、人権教育を推進しておりまして、年に何回か各学校で研修会を行っておりまして、そういう部分で生かしているという形になっております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 ちょっと、もやもや、わからなかったんですけど。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 各学校で人権委関する研修会を開催してるんですけども、そのときに、ここで研究した部分についての紹介等をさせていただくということになってます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 言う意味はわかりますけど、実際、この5万7,000円というのは、何に使ったお金ですか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 この人権に関する研究した部分の成果を報告する冊子とかの制作に使わせてもらってます。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 そういう冊子というのは、今でもありますか。私ら、見ることができますか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 また、後ほど、改めて提出させていただきます。

坂原委員 お願いします。その議案は、それで結構です。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 続けて、お願いします。

195ページですが、一番下の1報酬ですけど、スポーツ推進委員報酬とあります。これの活動内容と人数を教えてください。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 スポーツ推進委員の報酬についての詳細について、説明させていただきます。

委員につきましては12名でございます、そのうち2名が公務員でありまして、報酬辞退をされています。

主な活動といたしましては、ニュースポーツの紹介ということと、各種団体で要望があれば、新しいスポーツを紹介するということの活動となっています。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 それ、スポーツの紹介だけで、指導はないのでしょうか。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 紹介と指導を行ってます。スポーツ推進委員につきましては、大阪府並びに泉南地区での講習事業を年に数回やっております、それで、それを提供していくということを基本にしています。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 そのスポーツの指導もするということであれば、私が本会議で質問したクラブの、部活動の外部コーチに紹介するというのは、その辺はどうでしょうか。お聞きします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 一般質問のときにもお答えさせていただきましたけども、どのような種類のスポーツに、どういう指導者が必要かというのは、これから、検討する必要がありますので、その中で人選し、推薦でしていきたいというふうに思っております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 それは、外部コーチを導入するのを積極的に進めていくというふうに理解しているのでしょうか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 これも一般質問のときにもお答えさせていただきましたけども、制度としてそれを確立しておりますので、必要な部分については、外部コーチを積極的に導入したいというふうに思っております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 はい、それは、積極的に進めてください。

ほかの質問に移ります。

199ページです。

節11 需用費、給食センター修繕料としてあります。この修繕料の内訳、内容の説明をお願いします。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 修繕料の内容を説明させていただきます。

主な修繕につきましては、給食に使うガス回転釜の修理とエアーシャワーの修理などを修繕しております。

反保委員長 坂原委員。

坂原委員 修繕料で、結構高額な金額がかかっております。これも一般質問で聞きましたけど、やはり施設が老朽化によって古くなると。毎年毎年、また修繕費用もかかってくるということですので、その無駄を省くためにも、やはり2つある給食センターですね、調理場の統合を初め、その辺の効率化を図っていただきたいと思っております。この件についてはどうでしょうか。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 この件につきましても、一般質問でお答えさせていただきましたけども、町長のほうからも検討について前向きに進めるようにというふうに指示を受けておりますので、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

反保委員長 いいですか、はい。その他、ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の181ページ、目2 教育振興費の節20 扶助費について、お尋ねいたします。

これは、就学援助の人数と割合をお聞きしたいと思います。ここでは、小学校のことが載っているというふうに思いますけれども、小学校における就学援助の利用率をお尋ねしたいと思います。過去3年にまたがって割合をお示してください。

それから、同じく扶助費の中に、準要保護児童新入学用品代として、入学前支

給分とか書かれておりますけれども、これはこの2018年度から前倒しの支給を始めたものというふうに認識してよろしいでしょうか。確認させていただきませぬ。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 ご質問にお答えします。

就学援助費の小学生の割合については、平成29年度は14%、平成30年度は14%。すみません、平成28年ですね、平成28年が18%になっております。

人数ですが、平成28年度は、準要保護は102名、要保護は5名です。29年度は、準要保護が81名、要保護が3名、30年度が、準要保護が76名、要保護が2名となっております。

また、入学前支給分については、おっしゃるとおりでございます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 すみません、ちょっと割合をもう一度確認するんですが、平成28年度、2016年の就学援助の利用率は14%で、よかったですか。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 平成28年度につきましては、割合が約18%になっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 すみません、ちょっと、もう一度聞きます。ごんなさい、何か、ちょっと、平成28年、29年、30年と、割合だけで結構ですので、もう一度教えてください。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 平成28年度は18%、平成29年度は14%、平成30年度が14%になっております。

反保委員長 よろしいですか。

はい、中原委員。

中原委員 了解いたしました。決算書の183ページ、節14パソコンリース料というのがございます。これは、ここは小学校の欄かなと思うので、中学校のところにも同じようにパソコンリース料があったのかなと思うんですけど、リース料はあるんですが、保守管理料もどこかに記載をされているのか、保守や管理についてはどうなっているのか、お聞きしたいのと、それから、庁舎なんかでは、住民情報はバックアップできるようにされていると思いますけれども、小学校や中学校

においては、生徒の情報についてどのようにセキュリティーといたしますか、情報をバックアップできるように工夫をされているのか、お聞きしたいと思います。

あわせて、決算書の185ページ、節20の扶助費、中学校についても就学援助の利用の割合をお聞きしたいと思います。お願いします。

反保委員長 どちらから。中原委員、ちょっと待ってください。

岩田課長。

岩田人権推進課長 すみません、先に中原委員から質問を受けていたいじめ件数について、この間に説明させてもらってもよろしいでしょうか。

反保委員長 はい、どうぞ。

岩田人権推進課長 中原委員から先に質問を受けておりました、いじめ認知の件数について、お答えいたします。

平成28年度16件、平成29年度25件、平成30年度15件でございます。

反保委員長 はい、中原さん、いいですか。はい。

先ほどの答弁、お願いします。

澤次長。

澤教育次長 先ほどのパソコンリース料というのは、先生の業務用パソコンのリース料になっております。子どもたちが使いますパソコンの保守につきましては、上の13の委託料の中に学習用パソコン保守委託料とありますが、14の使用料賃借料のコンピューターリース料は、去年、途中リースが切れましたので、保守に切りかわっているという形になっております。

子どもたちが使う学習のパソコンのデータにつきましては、もうその都度その都度、事業が終わった時点で消去しているという形になっております。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 中学校費の扶助費について、お答えさせていただきます。

平成28年度、準要保護が65名、要保護が4名。割合については17%です。平成29年度、準要保護が59名、要保護が4名、割合については17%。平成30年度、準要保護が59名、要保護が2名、割合については19%となっております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 先にお答えをいただいていたパソコンについて、さらにお尋ねをいたします。

先生のパソコンのリース料についてご説明をいただいて、先生のパソコンというのは、いろんな情報が、生徒の個人情報も含めて、いろんな情報がそこで扱わ

れ、あと本体に保存するかなという疑問ありますけど、管理については適正に行う必要があるというふうに思いますけれど、その生徒の情報等について、また別のところにきちんと保管してあると。例えば、災害が起こったときとか、大きな事故が起こったときなんかは、学校でその情報が損なわれてしまった場合、どうやってバックアップをとるのか、そのあたりはどのようになさっているかお聞きしたいと思います。

それからあわせて、就学援助について、先ほど来、小学校、中学校の割合をお聞きしておりました。この就学援助の費目について、小中ともに以前から順次、文部科学省のほうでは項目が追加されておまして、例えばアルバム代だとか、学校のクラブ活動費、PTA会費等にも充当する、追加して費用を増やせるというふうになっておりますけれども、岬町においては、そのあたりさらに拡充をするといったことが取り組まれているかどうか、お聞きしたいと思います。お願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 先生方のパソコンについては、現在は台数が少なく、共用で使用しております。そのため、今年の当初予算で先生2名につき1台当たり配置できるように当初予算つけていただきまして、配置することになっております。昨年度までは少ない台数で共用していましたので、パソコンには個人情報の保存はしてないということになっております。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 就学援助の種類についてなんですけども、学用品、新入学児童の学用品、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等が含まれております。

対象外については、PTA会費、クラブ活動費、生徒会費等については対象外となっております。

反保委員長 中原議員。

中原委員 教育委員会事務局の澤次長にお尋ねしますが、拡充を図っているということはわかりました。私がお聞きしているのは、情報が損なわれた場合に、バックアップできる、それはどのようになさっているのかということを知っています。そういった仕組みを用いていないということであるのか、もう一度お聞きしたいと思います。

それから、就学援助についてですが、今お答えの中で、何と言ったか、アルバムとか、PTA会費とかそういうのは、費目の中に入れていない、要は追加して

いないということだと思っんですけど、そういうものも追加して、例えば中学校の武道にかかわる武道着だとかそういうのも就学援助の対象として追加していきましょうというようなことが流れとして起こっているわけなんです。それで、拡充をさらに図る必要があるというふうに思ってるんですけど、そのことについていかがか、重ねてお尋ねしたいと思います。お願いします。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 確かに委員おっしゃるとおり、個人情報、クラウド型みたいな形でバックアップをとるのが望ましいかと思っんですけども。現時点では、このシステムができて上がってない状態です。ということで、各先生方のUSBとかでバックアップをとって保存しているという形になっております。

反保委員長 松井課長。

松井学校教育課長 就学援助のクラブ費等につきましては、財政状況を見ながら、また、近隣市町村の状況を見ながら考えていきたいと思っます。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そのパソコンというか、生徒の個人情報等についてのバックアップのシステムの利用はしていないということで、今、ご答弁いただいたとおり、必要性についてはお感じのかなというふうに思っんです。先生それぞれで、USB等を用いての保管ということも、もちろんされているでしょうが、じゃあ、その先生も被災されたらどうするんでしょうという話ですよ。やはり、距離の離れたところにきちんと保管をするというシステムを導入していく必要があるというふうに思っますので、ぜひ、このことについては具体的に時期も含めて、検討をしていただきたいと要望しておきたいと思っます。

それからもう一点、就学援助についてお答えをいただきました。今後、検討をぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思っますけれど、先ほどお聞きしていた就学援助の利用率ですね。小学校については、少し下がっているのかなという感じがしますが、割合が高くなったり、低くなったり、多少のこぼこがあるなという感じがしているんですけど、中学校については、2018年度で19%ということで、割合としては、ちょっと高くなっていっているんだなという印象を受けております。

参考までにお尋ねしますが、中学校の就学援助の利用率はどうなっていますでしょうか。

反保委員長 はい、答弁。

はい、松井課長。

松井学校教育課長 中学生の就学援助の利用率について、平成30年度でよろしいですか。

30年度につきましては、19%になっております。（「30年度はさっき、言ってくれた。その続き、令和元年か」と言う者あり）令和元年、今現在ですか。

（「うん」と言う者あり）はい、すみません、失礼いたしました。21%になっております。

以上です。

反保委員長 中原委員。

中原委員 そうなんです。中学校は、20%を超えている状況があるんですよね。ちょっと私、これは割合としてはかなり高いなと思って、愕然としていたんですよね。そういう中にありますので、さらに費目の追加等が検討を急ぐ必要があるということに改めて強調しておきたいと思います。

その上で、さらに考え方についてお聞きするんですけど、子どもの貧困というふうな社会問題になっていて、子どもの貧困というのは、親の貧困、家庭の貧困というところから来ているわけですが、岬町においても、今お聞きしたとおり、とりわけ中学校で就学援助の利用率が21%、徐々に増えていっている状況があります。こういった状況の中で、経済的な環境、各家庭の状況に左右されずに子どもたちの健全な育成を図るということを考えたときに、何が必要なのか、必要な対策について考えるために子どもの生活実態調査を行う必要があるということに前から主張してまいりました。それで、昨日の厚生委員会の中でも、そのことについては主張し、子育て支援課の課長が検討してはいくというご返事をいただきました。子どもにかかわるところ、この総務文教委員会でも、子どもの育ちにかかわるところを所管しておりますから、ここでもお尋ねをしたいと思うんですけど、子どもの生活実態調査を行うべきだというふうに思ってますけど、そのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。ちょっとどなたにお答えいただくのか、よくわかりませんが、澤さんかな。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 そうですね、確かに委員おっしゃるとおり、実態をつかむことは大切だと思っておりますけども、どのような形で実態をつかむのがいいかと、いろいろな手法もありますので、その辺も含めて検討させていただきたいというふうに思っております。

反保委員長 中原委員。

中原委員 過去によその自治体も取り組んでいますし、全国的に取り組まれた実績もありますから、それで十分かどうかということは別にして、さらに有効な設問等があるのでしたら、それも加えるということがいるかなというふうに思ったりもしますから、過去に取り組んだよその実態も調査研究をされて、岬町としてよりよい形で、今の子どもたちがどんな状況にあるのか把握するために、実態調査をぜひ行っていただきたいと要望したいと思います。

あと1つ、要望だけあるんですけど、言っといういいですか。

反保委員長 どうぞ。

中原委員 189ページなんですけど、項5。委員長、あと1つやなかった。要望は1つです。社会教育費の目1社会教育総務費の節13委託料、成人祭の記念スライド委託料という項目がありますので、そこにかかわって要望を1点させていただきたいと思います。と申しますのは、成人祭の内容について、担当課がこれまでもずっといろいろと苦労しながら、また努力もしながら、よりよいものをということで模索をし、実施されてきたというふう認識をしているんですが、成人を迎えられた方の保護者から、何か記念になるようなものを子どもたちに贈ってもらうことはできないだろうか。財政負担が余り大きくないということも思うんですが、実利的なもの、実用的なものとして、できるだけささやかなものでいいと思うんですけども、子どもたちにプレゼントできるものをという要望をいただいておりますので、担当課で、ぜひご検討をいただきたいと一言お伝えしておきたいと思います。

委員長、・・・いやあ、もう諦めずに、あと1点だけ、質問を、すみません。

反保委員長 あと1点。どうぞ。

中原委員 195ページの一番上のアップル館指定管理委託料について、じゃあ、もうこれは要望にしましょうか。私も、運営の協力をちょっとぐらいしないといけませんね。要望にします、質問じゃなくて。

ほかの委員さんからも、このアップル館の指定管理料が金額として低過ぎるのではないかと、引き上げを求める声は、これまでもお聞きしてきたところで、私も共通の思いを持っておりますので、新たに増資をふやすことにもご苦労なさっているということもお聞きしておりますから、ぜひこの指定管理料の引き上げを検討していただきたいと要望したいと思います。

反保委員長 はい。ほか、ございませんか。

出口委員。

出口委員 すみません、ちょっと2点、質問します。

179ページの節の14使用料及び賃貸料の件ですけれども、深日小学校と孝子小学校に借地料を支払っておりますが、多分私、5、6年もっと前かな、質問したことがあるんですけども、この借地料で払ってる中で、何年ごろから何年まで、今年まで払うようになってますけれども、その期間をお教え願いたいと思います。

それと、191ページの節の18備品購入費、ちょっと高額な医療機械器具を購入しております、126万3,600円かな。この機械の購入の種類を教えてくださいたいと思います。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 出口委員から以前、この借地の件については、ご質問受けた経緯がございます。国玉神社さんの敷地を一部使わせていただいているということで、契約は、かなり古くて、昭和49年4月から借りているという形になっております。

反保委員長 小川課長。

小川生涯学習課長 126万3,600円の機器の中身ということよろしかったですかね。孝子小学校の講堂が以前から非常に暑いというご要望もございまして、平成30年の7月にタイマー式のエアコン3台を設置をさせていただいた経費です。

教育次長兼指導課長 孝子につきましては、・・・の土地を借りておるんですけども、契約は平成6年の4月1日からというふうになっております。

反保委員長 出口委員。

出口委員 実は、5、6年たちよった私の記憶に乏しいんですけども、このときにも、もうずっと借地料を払うんであったら、もうまた、その2件と交渉していただいて、もう買い取ったらどうかなということも要望したと思うんです。国玉神社さんも、別にどうしてもこの土地が国玉神社に必要であれば何ですけども、多分余り必要じゃないと思うんで、そういうふうな動きを孝子ともどもされたかたどうか、ちょっと確認したいと思います。

反保委員長 澤次長。

澤教育次長 前回のご質問のときにも、ちょっとお答えさせていただいたんですけども。土地の購入となりますと、まず境界の確定、分筆とか、あと土地の鑑定費用、土地の購入代とかいろいろかかってきますので、現在、毎年借地料で、深日小学校で、3万6,465円となっております。比較計算しますと、借地料のほうが、経済的には、お安いのかなということで、今のところ、買収というところまでは、検討していないということになっております。

反保委員長 はい、出口委員。

出口委員 なるほど、三万六千何ぼであれば、そのほうが単年で考えたら安いと思うけども、もうこれ、昭和49年からやったら、もう十分に、その土地の境界の費用とか、その他の諸費用含めても、もう十分に土地を買い取ったほうが、かえって財政面でも楽になるんじゃないかなと思うんですけども、そういうふうな交渉をされる予定はないのかな。国玉神社さんも、あんまりこれは言うてええんかどうかわからんけども、多分そういう話を持っていけば、話に乗ってくれるんじゃないかなというふうに私は理解をしてるんですけども、その辺どうですか。

反保委員長 田代町長。

田代町長 これは以前から、出口委員のほうからご指摘のあった問題であります。今、担当は、担当の考え方がありまして、答弁させていただいたんです。やはり、これは、やっぱりいずれ解決していかないといけない問題なので、両方、孝子小学校も含めて、十分調査研究をさせていただいて、できれば、そういう買収の方向でお願いをしたいというふうに検討してまいります。

反保委員長 出口委員。

出口委員 多分、深日の小学校の件に関しましては、今、先ほども私、ちょっとちらっと話いいましたけども、今の国玉神社さんの役員さんであれば、話には乗ってくれるんじゃないかなと思いますんでね、できたら、ちょっと前向きに検討していただいて、もうできたら、町有地にしてもらったほうがいいんじゃないかと思えます。これは1つ、要望としておきます。

反保委員長 その他、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、教育費の質疑を終わります。

続いて、災害復旧費に入ります。

決算書の200ページ、201ページ、項2、目1、その他公共施設、公用施設、災害復旧費のうち、節13委託費、総務課、節15工事請負費の一部、総務課外と、202ページから205ページ、項4文教施設災害復旧費、学校教育課外をご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、災害復旧費の質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書の204ページから207ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書の206ページ、207ページをご覧ください。

ただし、目4海釣り公園管理基金費は、他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

決算書の206ページから209ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで、予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

はい、賛成でしょうか。

中原委員 はい、賛成いたします。

反保委員長 反対の方ございますか。

(「なし」の声あり)。

反保委員長 中原委員。

中原委員 本委員会に付託された決算認定の承認の項目については、午前中からいろいろとお聞かせをいただきました。その上で、期待を込めて承認に賛同したいと思います。

さまざまお聞きしましたけれども、例えば、防災行政無線の聞こえづらさから、

FM放送の活用を検討するといった前向きな担当課からのご答弁や、先ほどお聞きしていた就学援助についても、担当課長から費目の拡充について、検討はすると。

また、生活実態調査についても、私は前向きな回答であるというふうにと受けとめました。子どもの貧困の問題を解消していくためにも、子どもたちが置かれている実態をよりリアルに把握するために、生活実態調査の実施を、ぜひ向きにご検討をいただくことを改めて求めたいと思います。

それから、この2018年度においては、就学援助については就学前の支給を始められた年度ということもあって、そのことも賛同の一つの要因であるというふうに言えると思います。

ただ、各種相談の中で、件数をお聞きしておりましたが、法律相談については、年間109件の実績に対して78万5,280円を充当したということの一方で、人権相談については、年間13件に対して218万7,000円、そして、総合相談については、41件に対して124万8,000円ということで、従前から指摘をしてきたところではありますが、やはり相談事業については、アンバランスさが見られる状態が継続しておりますので、今後、検討の余地があるということも指摘した上で、賛成したいと思います。

反保委員長 ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第1号、平成30年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、認定第1号のうち、本委員会に付託されました案件は、認定することに決定いたしました。

認定第7号、平成30年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてから、認定第9号、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの3件を一括議題としたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、認定第7号から認定第9号の3件について、一括議題といたします。

本件につきましては、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 決算書307ページから346ページをご覧ください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 質疑なしと認めます。

これで3件についての質疑を終わります。

続いて、認定第7号、平成30年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第7号、平成30年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、認定第7号は本委員会におきまして認定することに決定いたしました。

続いて、認定第8号、平成30年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第8号、平成30年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について、原案

のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、認定第8号は本委員会におきまして認定することに決定いたしました。

続いて、認定第9号、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

認定第9号、平成30年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、認定第9号は本委員会において認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託を受けました案件8件については全て議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いします。

これで総務文教委員会を閉会します。

(午後03時56分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和元年9月11日

岬町議会

委 員 長 反 保 多 喜 男